

会 議 録 目 次

平成30年第3回海田町議会定例会（第2日目）

平成30年9月5日（水）午前9時00分 開議

日程第1	一般質問	
	○小田久美子議員	4
	○崎本広美議員	10
	○大江康子議員	15
	○岡田良訓議員	29
	○宗像啓之議員	40
	○前田勝男議員	51
日程第2	第34号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	68
日程第3	第35号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	72
日程第4	第36号議案 平成30年度海田町一般会計補正予算（第3号）	74
日程第5	第37号議案 平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	94
日程第6	第38号議案 平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	96
日程第7	第39号議案 平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）	98
日程第8	第40号議案 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について	99
日程第9	発議第2号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について	102
	（閉 会）	104

平成30年第3回海田町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成30年9月4日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 9月5日(水)9時00分宣告(第2日)

4. 応招議員(15名)

1番	小田久美子	3番	富永やよい
4番	大高下光信	5番	大江康子
6番	兼山益大	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

5. 不応招議員(1名)

2番 竹本 誠

6. 出席議員(15名)

1番	小田久美子	3番	富永やよい
4番	大高下光信	5番	大江康子
6番	兼山益大	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

7. 欠席議員（1名）

2番 竹本 誠

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	胡家亮一
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	湯木淳子
建設部	長	久保田誠司
総務部	次長	門前誠司
建設部	次長	龍岩広幸
企画課	長	山崎純
魅力づくり推進課	長	宮垣将司
財政課	長	吉本真人
税務課	長	近森茂
生活安全課	長	脇本健二郎
住民課	長	水川綾子
こども課	長	森川雅枝
長寿保険課	長	新藤正敏
保健センター	所長	森原知美
建設課	長	木村生栄
上下水道課	長	早稲田誠
教育	長	佐々木智彦
教育	次長	伊藤仁士
学校教育課	長	小林伸二
生涯学習課	長	森原宏生
環境センター	所長	岡田隆弘
社会福祉課	主幹	松井良哲

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 修 治
主 任	水 野 啓 太
主 事	木 村 俊 英

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 一般質問

日程第2 第34号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 第35号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 第36号議案 平成30年度海田町一般会計補正予算（第3号）

日程第5 第37号議案 平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 第38号議案 平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第7 第39号議案 平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 第40号議案 特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例の制定につ  
いて

日程第9 発議第2号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより、
本日の会議を開きます。

なお、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しております。

まずは、昨日の台風21号での本町での被害はございませんでしたが、近畿地方を中心
に大きな被害が発生しております。心痛めているところでございます。お亡くなりにな
られた方々に、そして被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第9に至
る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、一般質問を続行します。1番、小田議員。

○1番（小田） 1番、小田でございます。西日本豪雨災害について数点お尋ねいたします。

7月に発生した西日本豪雨災害によりお亡くなりになられた方に、衷心よりお悔やみ申し上げます。また、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。海田町におきまして、甚大な被害が発生いたしました。一日も早い復旧復興を祈念しております。

まず一つ目に、今後いつ起こるか分からない災害の対応について、避難情報を発令する時期、方法、避難行動、要支援者の避難方法、これらについてどのように検討なされているでしょうか。

二つ目に、本町において現在防災パンフレットはございません。いつ発生するか分からない災害に備え、防災パンフレットが必要だと思います。女性ならではの視点を活かし、より細やかな配慮が必要だと考えます。これを作成することにより、女性の防災への参画を促し、町民への一層きめ細やかな災害への備えを促進することになると思います。女性視点の防災ブックを作成し、無償配布すべきと考えますが、町としてのお考えはいかがでしょうか。

最後に、今回の災害において、予定されていた行事がたくさん中止になりました。その中のこども議会についてですが、中止になり、非常に残念に思われている児童生徒がおります。来年度実施されるこども議会において、今回、こども議員として発言できなかった児童に対し、優先的に決める方向で検討するお考えはあるでしょうか。

○議長（桑原） 西田町長。

○町長（西田） 小田議員の質問の1点目、2点目については私から、3点目については教育委員会から答弁いたします。

西日本豪雨災害についての質問でございますが、1点目については、避難情報を発令する時期、方法でございますが、発令する時期については基準に基づき、発令を行い、防災行政無線、防災情報メール、防災電話、広報車、テレビ電話に表示されるLアラートなどで伝達してまいります。

また、避難行動要支援者の避難につきましては、避難支援者等関係者と連携し、早急に避難支援体制を確保する必要があると考えており、昨年度から災害時避難行動要支援者名簿使用に関する検討会を開催し、自治会長の皆様と意見交換をさせていただいております。まずは、この検討会を進化させ、自主防災組織、自治会への名簿提供及び役割分担の明確化につなげたいと考えております。

2点目については、現在、町では土砂災害ハザードマップを住民参加型で作成しておりますが、総合的な防災パンフレットはございません。防災パンフレットの作成については、女性の視点も含め、どのような内容や形態が活用しやすいものなのか検討してまいります。

それでは、3点目については教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

テレビ電話に表示されるLアラートと言いましたが、テレビ画面です。失礼いたしました。お詫びして訂正させていただきます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）小田議員の質問に答弁いたします。こども議会についての質問でございますが、今回の災害により中止となり、児童生徒の意欲に応えられないことは大変残念なことと捉えております。また、来年度開催のこども議会に今年度のこども議員を優先的に選出する措置につきましては、現在、こども議員は、小学校6年生児童、中学校3年生生徒から選出しておりますので状況として難しいと考えます。

ただ、今年度のこども議員20名は、災害発生までにそれぞれの学校で事前学習を行いまして、一般質問を作成しております。その努力に応えるため、どのような対応が最も期待に沿えるかを現在協議検討しておるところでございます。

今年度のこども議員の児童生徒がこども議員になって良かったと思えるような対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）再質問させていただきます。1点目については、ほかの議員から同じような質問がございまして答弁をいただいておりますので、深くは掘り下げませんが、災害時避難行動要支援者についてお尋ねいたします。避難行動要支援者の避難につきましては、避難支援者等関係者と連携しというふうにございますが、具体的にはどのような方を示されているのでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）自主防災会、自治会、民生委員、消防団でございます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）昨年度から災害時避難行動要支援者名簿使用に関する検討会を開催し、自治会長の皆様と意見交換をさせていただいておりますというふうにございましたが、こ

の進捗状況については、いかがなっているのでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）各小学校区の自治会から自治会長を推薦いただきまして、どのような条件であれば、私どもが持っている名簿を自治会で受け取っていただけて活用できるのかというところで御意見を頂いておりまして、その中で受け取った自治会長の方からその名簿を受けたことに対する責任であるとか、町との役割の線引きであるとか、民生委員さんとの役割の分担であるとか、そういった様々な疑問であるとか不安点というのがございます。それを一つずつ整理していくために会議をしておるところでございますが、6月の半ばに会議をして、次の会議をまた8月であるとか9月に実施しようというところで会議を終えた後に、大変申し訳ございません、災害が起きましたので、ちょっと止まっております。早急にまたその会議を立ち上げて、条件等、また自治会長さんの不安、疑問点についてお答えをして早急に名簿を提供できる仕組みを作り上げていきたいと思っております。

○議長（桑原）この際、議長より、各議員及び執行部に申し上げます。発言はマイクを立てて、できるだけ近づいて行っていただくようお願いいたします。小田議員。

○1番（小田）今回の災害時にこの避難行動要支援者の方々はどのように避難をされたのか、またどのぐらいの人数が避難をされたのか、町として把握をしておられますでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）要支援者の方がどの程度どこに避難されたかということについては、すみません、詳細には把握しておりません。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）その検討会を進化させ、自主防災組織、自治会への名簿提供及び役割分担の明確化につなげたいと考えているとの御答弁でございましたが、この明確化をするためには、町としてある程度このようにしたいという方向性を示さなければならないと思いますが、それについてはいかがお考えですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）当然、明確化といいますか、町からこうしてほしいというような御提案はしなければいけないと思っております。ただ、それを受ける側がそれは無理だとか、それでは我々動けないというような意見もあろうかと思っております。そこはしっかり

と議論して、町の方から、上からこうしようというようなことがあって、実際に現場で動かなくなるの方がよくないと思いますので、そこはしっかりと議論して進めたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）その中身については、今、この場では言えないことなんでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）中身といいますか、議論の中でいろいろ自治会長さんが御心配になられるときに、その名簿を自治会に渡して、要支援者の方の災害時に対する支援をお願いしたときに、まずそれができなかつたときはどうするのかというのが大きな負担、それとその要支援者の方の人数であるとか、それを助ける人の自治会さんの人数がマッチングしないときに、自治会長さん1人が多くの要支援者を助けなければならないという物理的な問題もある。そういうときに、民生委員であるとか消防団員がそれをケアしてくれるのかとか、そういった細かい疑問点、課題がございますので、そこはそれぞれの自治会、事情が違ふと思ひますけども、納得がいくといひますか、相互がきちんと理解できるような話し合いをしたいと思ひております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）皆さんが納得できるような、先日のほかの議員の一般質問にもございましたように、なるべく早く避難をしていただけるような、また、この避難する方に漏れがないように、手厚くカバーをしていただきたいと考えております。

次に、防災ブックに関してでございますが、これからどのような内容や形態が活用しやすいものなのか検討してまいりますという御答弁でございましたが、これは前向きに検討していただける方向と捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町長答弁もございましたように、女性視点というもので作るとか、そういう訳ではございませんが、何かしらの防災に関するいわゆる啓発に資するものを作って広報していかなければならないと思ひております。その中で、町長答弁がありましたように、どのような視点なのか、どのような形態なのか含めて、有効なものを検討したいと思ひております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）一般質問で通告させていただいた女性視点というのは、女性に特化した防

災ブックではなく、女性視点のよりきめ細やかな配慮ができる防災ブックをという意味で、ここに通告させていただいております。なので、どのような目線でというのはあるのかと思いますけれども、誰が見ても分かるようなそういう防災ブックを作っていたらいいという思いで、今回、このように一般質問をさせていただいております。

他の市町、県外ではございますが、子ども向けの防災ブックを作っている市町もございますので、私は女性視点というふうに通告させていただきましたが、それは誰が見ても分かるようにという思いで、女性視点というふうに通告をさせていただきましたので、これをより早く作っていただいて、防災に役立てていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

次に、こども議会についてでございますが、この中止になった経緯について、なぜ今回、このこども議会が中止になったのか、それはなぜでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）こども議会を中止にした経緯についてですけれども、まず学校現場でも、子どもたちも、今回の災害で被災した子どもたちもおります。学校体制の問題もあります。あと、教育委員会としましても、こども議会を実施するに当たっては各課との調整であったり、こども議員に対して答弁する際には、役場内でのいろいろな答弁案の調整等もございます。災害対応の中で、そうしたことを同時並行することは難しいと判断して中止にしたということでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）延期ではなく中止になったので、来年度実施されるこども議会において優先的にというふうな通告を出させていただきました。この答弁によりますと、何らの形で一般質問を考えた児童生徒は発表の場を設けるといような形でこれから進めていくという捉え方をしたんですけれども、それをこの議場で行うというのは難しいでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）この議場で当初8月に行う予定どおりのものをということも、当初は考えもしましたが、ただ2学期以降の各学校の行事予定等を確認したときに、特に中学校3年生に当たっては進路の時期に当たります。なかなか全員がそろってこの議場で、当初予定どおり行うということは難しいというふうに判断した次第でございます。

○議長（桑原）小田議員。

- 1番（小田）夏休みに行くはずだったものですので、冬休みに開催をするという検討はなされていないのでしょうか。
- 議長（桑原）学校教育課長。
- 学校教育課長（小林）冬休みという検討はという御質問でしたが、教育委員会内でも冬休み等の長期休暇も考えました。ただ、先ほども申し上げましたとおり、特に中学校3年生が進路の時期に当たります。そうした時期に集めるのは中々難しいという判断をした次第でございます。
- 議長（桑原）小田議員。
- 1番（小田）このこども議会が開催されるのは、たった1日、それも数時間のことでございます。その点を考えて、受験のシーズンではございますが、この場で発表するということは、目的にこども議員の皆さんは選ばれたのではないかというふうに考えております。学校で発表するというのも一つの案かと思いますが、是非この議場で発表させてあげたいなというふうに思いますが、再度お聞きします。この議場での開催は考えておられませんでしょうか。
- 議長（桑原）学校教育課長。
- 学校教育課長（小林）確かに、こども議会そのものは1日で終わる内容でございますが、各学校、昨年度までその1日の議会に向けて入念な準備等をしておりました。冬休みの開催で1日、ここの場に集まるのは1日でございますが、それまでに向けて各学校、小学校も中学校も準備を行いますので、それと同時に、特に中学校3年生は、進路に当たる行事や取組を進めるというのは難しいと判断した次第でございます。
- 議長（桑原）小田議員。
- 1番（小田）それはどなたの意見ですか。こども議員の意見ですか。
- 議長（桑原）学校教育課長。
- 学校教育課長（小林）教育委員会内での協議の結果でございます。
- 議長（桑原）小田議員。
- 1番（小田）それをこども議員に聞いていただくというお考えはないのでしょうか。
- 議長（桑原）学校教育課長。
- 学校教育課長（小林）今後の方針につきましては、まず学校長からいろいろ意見を吸い上げようと思っております。どのような形で今回のこども議員のこれまでの取り組みに応えることができるか、まず、学校長からの意見を吸い上げた上で可能な限り、こども

議員らで良かったと思えるような取り組みにしていきたいというふうに考えます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）やはり、事前学習も行っておりますし、一般質問も作成しておると把握をされているので、是非ともこの議場で発表させてあげたいというのが、私の考えです。それというのも、学校で発表するのとこの議場で発表するのでは、大きく緊張感も違いますし、体験するという意味では、この議場でというところに大変意味があるのではないかなと考えております。この場で発表するという事は、この子どもたちにとっては、6年生は、まだ中学校がありますので機会がございますが、今回選ばれたこども議員の皆さんにとっては今回は最後かもしれません。次に議場で一般質問を行うとすれば、議員になる以外ないんです、この場で。なので、せっかくこども議員として選ばれたので、是非ともこの議場で開催をしていただきたいと思います。しつこいようですが、もう一度お聞きします。この議場での開催、今一度検討していただけないでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）議員さんがおっしゃるこども議会のことにつきましては、目的として、議会制度の運用でありますとか主権者教育、また、望ましい公民になるための教育です。そういった目的が達せられるように、これはこども議員だけではなくて、海田町の全児童生徒がそのようになるという目的で開催されているものだと思います。議員さんがおっしゃるところで、私どもも非常にやりたいのは山々です。ところが、今、説明員が申し上げたとおり、日程とか、あるいは子どもたちの置かれている進路の状況とか考えますと、それらをバランスよく考えて実施していきたいと考えています。そういったことから申しまして、本議場で開催するという事は多少難しいんじゃないかということがございます。ただ、目的を達成するためにできることがありますので、それについてはできる限りのことはしていきたいと考えております。

どうぞ御理解ほどよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）では、今、教育長がおっしゃったように、こども議員がこども議員になって良かったと、そう思っただけのような今後に期待をして、再質問を終わります。

○議長（桑原）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。1点だけお伺いいたします。西日本豪雨災害における対応に関して。この度7月6日に発生しました西日本豪雨災害に関しまして、

海田町内において多大な被害が起きている状況でございます。災害発生より2か月経過して、緊急復旧は日々進展をしておりますが、しかしながら、完全復旧にはまだまだ時間を要すると思われれます。今後、災害現場において台風シーズンを迎えるに当たり、二次災害の懸念とともに復興に向けての道筋が町民の大きな焦点となっております。二次災害防止に向けての計画若しくは計画案及び復興に向けての計画案を問うものでございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）崎本議員の質問に答弁いたします。西日本豪雨災害における対応に関しての質問でございますが、二次災害防止については、被災箇所をできる限り速やかに、作業員の安全を確保しつつ、実施することを前提に、河川や道路など、被災状況や施設の重要度、町内全体の復旧の進捗度のバランスなどを考慮し、優先順位を定めて応急復旧工事を実施してまいります。

次に、復興についてのお尋ねがありましたが、本格復旧に向けてはロードマップで示した工程で進めるため、今年末までに国土交通省及び財務省の担当者による被災査定を経て、国庫補助額の確定を行い、今年度末から順次本復旧工事に着手してまいります。

また、本復旧工事に当たりましては、砂防施設管理者である広島県と町道の管理者である本町の本復旧工事箇所が近接することから、広島県と連携を図り、できる限り早期の工事完了を目指してまいります。

被災査定と言いましたが、災害査定でございます。失礼いたしました。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）ここの答弁を見て、私はたまげた。こんだけの災害を受けてよ、早くせにゃいけん、町民が何を思うちよるか。そういう考えは全然ここに考慮が載っていないじゃないですか。そりゃ、国、広島県、けど海田町は即やらにゃいけないことが一杯あるでしょうが。

あんたらが復旧工事の何をせないけんかを見ても、ボランティアと海田町の土木業者だけがうろうろしておっても、えっと、ことにならんでしょうが。なぜ、他の方へ応援を、要請されなかったか。

7月最初、6日か7日に豪雨災害を受けて、すぐ要請をしたら、まだおられたんですよ。それを、8月になってから要請したって、ほかの建設会社も手一杯で、人数もみな

おりませんという回答が来たでしょうが。

物事というのは、早くせにゃいけないときと、おっちらおっちら考えてやりゃええときと、一杯考え方がありますよ。それを、町長は回ってみても、箇所を敏速に判断されなかったことは、今までいろいろな人からあったようにですよ、私は三迫三丁目のことばかり言うんじゃないですよ。

町長も上がって来られて、7日の日か午前中に、現場を見られたから。わしは障がい者や。障がい者じゃなかったら、パンツいっちょで川の中に入ってやったるよと言うたでしょうが。ほったら町長も何を感じられたかしらんが、昼からちょっと見たら、業者が10人ばかり上がってきて、適切に判断されたから、皆助かった、感謝している者は多いんですよ。

だから、要所要所で適切に判断されたら、まだ皆さんの緊急復興のために役立ってると思うんですよ。春日神社でも、中店のダムでも。

自分らが何とかなるじゃなしに、こういうときは応急処置で、よそへ支援を要請すりゃ、何とかなるもんですよ。第一、そのとき、自衛隊でも何で要請せんかったかいうて。要請してないから来ちゃないでしょう。それで30日のあれやったら、自衛隊は人道派遣とか行方不明者とか、ああいうふうなんじゃけえ、災害復旧はどうのこうの言われましてね。あなたら、そう言われたんよ。7月の。

ほしたら住吉さん、あれしてから、そんな自衛隊なら要らんよいうて言われたら、府中ではどぶさらいしとったじゃないかいうて、そういうことまで出たんよ。8月1日に旅団長が代わられたら、隊員の士気は非常に高い、一日も早い復旧復興の手助けをしたいと、第一声、これを言われましたよ。わし、誰が要請したか知らんが、昨日のあれで答弁はなかったんじゃがね。わしとうちの女房と、上を片付けるのに2人ほど雇うて、我方の分を片付けないけんけえ。

8時になったら、自衛隊の偵察隊が来ちゃったんよ。オートバイに乗って。何しにあんたら来たん言うたら、この方に倒木が一杯あると聞いてきましたと言うて。倒木、この方にここにあるぐらい、下にえっと山が崩れて倒木が一杯あるよと。それで、昼に飯を食いに帰ったら、自衛隊の60人が皆上がって来られましたよ。

やっぱりね、言わんかったら分からんのですよ。同じこと、答弁これと一緒にじゃないですか。県と国が、どんだけの災害でどんだけのことをせないけんから、国に要請、県に要請するのは、あなた方の仕事じゃないですか。指くわえてやってくれるのを待ち

よったって、誰もしませんよ。どうですか、そこらは。

現場を見て、即せないけんところは応急処置して、きちっと早くやってくださいと、県でも国でも要請せんかったら、誰がしますか。県がわざわざ来て、そんじゃ、やってやろういうて。言わんかったらせんでしょうが。

どうですか、その後、今まで。普通の災害じゃないですよ。そこらの考えはどうですか、今後。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）議員さん、おっしゃられるとおりの、その被害の状況というのは地元の自治体である海田町が一番理解しておると思っております。したがって、そういった早急に対応していただくところについては、県であり国であり、要請を今後もしっかりしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）私はやかましく言うのは、しっかりしてもらいたいから言いよるんよ。そのしっかりができていないから言うんでしょうが。海田町のダムの、あれでも、危ないから、今後二次災害が危ないから、泥を撤去してくださいと言うて行ったのは、地元の人が頼んでいって、名前までは言われんが、県会議員の方が頼みに行って、そういうことはそんじゃやりましょうというふうな、だから、わしは3日の日よ、ここができるんなら、三迫三丁目の、あなた方見て一番危ないと思われたでしょうが。あれ、投げとったら、三迫三丁目、二丁目、一丁目まで行きますよ。

だから、これは危ないよと思うたから、7月には国会議員の人、8月に入ってから、9月に入ってから、再度県会議員の人に頼んで、3日の日に陳情に行きましたよ。その現場の写真とあれを見て、危ないから早急に何とかをするようにという返事が返りましたよ。なぜ、それをあなた方が先にやらないのですか。私はずっと、早くした方がいいんじゃないですかと。私のためじゃないよ、住民の方が二次災害、ならんためにも早急にせなければいけないから。

ボランティアでできるところはやりましたよ。だけどね、こんだけの大きい石がごろごろしとるところまで、わしらの手ではどうもならんのですよ。現場を見せてやったら、そういう、だから、指くわえて待ちよるんじやなし、県でも国でもなぜ要望されんのですか。そういう職務もあんたらの職務じゃないんですか。昨日、住吉さんもやかましい言われたんじやが、いつまでも住民は指をくわえて待ちよるんですか。どうですか、

そこらの考えをもうちょっと前向きに考える必要があると思いますが、どうですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）発災直後、把握して危険を感じた箇所については、すぐさま要請を掛けて早期の応急復旧をお願いする一方、海田町としてもできる応急復旧には取り組んでまいりました。今後につきましても、これまで以上に、国、県に対して要請をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）それ、当たり前のことで、口ではこれまで以上になって、ほんじゃ、これまでどんだけの要請をされましたか。してないでしょう。

町長、ちょっと聞きますが、昨日も答弁がありました、3日の日に県知事に会われましたよね。何と何と何を要望して、どういうことをされましたか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私、同行しておりましたので、建設部長としてお話をさせていただきます。3日の日には、海田町の主要事業、特に被災のあったダムの方の二次災害の防止のこと、そして土砂の撤去の含めたこと、昨日もありました尾崎川等々のことも含めまして、知事の方には要望の方をさせていただきました。海田町の実情をしっかりと伝えましたので、広島県の方としてもその辺を踏まえてしっかり対応していただけるものと、そういう具合に考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）わしは昨日、ちょっとむかつと来たんじゃがの。住吉さんの答弁のときには、尾崎川を1番に言うてまいりました、陳情してまいりましたと。今言われる2番も3番もあったかも分らんのじゃがの。

だから、そこまで言われるんなら、今から復興の、私らが知りたいのは、ここはいつ頃までにできるか、海田町もそう広いところじゃないんですよ。緊急性を要するところが何箇所かありますよ。それはいつまでできるか、今月、今年度中にできるか、いつまでできるか、住民の方はそこが知りたいんですよ。今までの海田町の悪い癖で、よその動向を見て、こういう緊急の災害のときによその動向を見んでも、自ら何をしたらいいかという発想をして、町民が一日も早く安心して暮らせるような町を作るのがあなた方の責任よ。

それがなさってないからみんな不安なんよ、皆さんの。うち方のことばかり言うち

よるんじゃないよ。中店、今後どのように復興してもらえるか、どういう計画かという、それが知りたいんよ。難しいハザードマップやどうのこうのじゃなしに、三迫三丁目はこちら、ほじゃがわし、ずっと考えとるんじゃないがね。あなた方がやかましい言うたもん勝ちでの、緊急性を要しとらんとこのもある。やかましい、朝から晩まで電話が掛かっての、こりゃ、やかましいけん、早う適当にやっちょけというような、あれもあるんじゃないから、これが現実、事実じゃけんの。そういうところは早く手を付けて、応援を頼みやええんですよ。

はっきり言うて、海田におる業者で。年度末にどうのこうのいうたってできんですよ。限度があります。なぜ、よそに応援を頼まれんですか。早くせんかったら、誰も来るもんおらんよ、はっきり言うて。県でもあんだけの被害があるのに、海田町の砂防を直してくれ、あれを直してくれいうたって、順番待ったって、いつになるか分からんよ。

それをなるべく早くするのがあなた方の力よ。頼むところは頼んで、利用できる人は利用して、やっぱりそういうことを早くせんかったら、誰か言われたように、おつてもおらんようなあれやったらしようもないんよ。できる限り早く人を集めて、早く復興するような計画というもんを立ててみなさい。そういう気があるかないか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、議員さんからの様々な御意見、真摯に受け止めまして、これから、一日も早い復旧復興に全力で取り組んでまいります。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）最後に、町長、皆さんからもあったんじゃが、町長も復興がどの程度済んだか、どの程度あるか、自分の目で確かめてきちっと報告するように、やっぱりやられたら、皆さんがそんだけ町長自体も知られると思いますので、そういう努力をされる考えはあるかないか。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）今、御指摘のように、しっかりと現状の情報を確認して、住民の方々に伝達できるようにしっかりと頑張ってます。

○議長（桑原）5番、大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。大きく2点について質問をさせていただきます。1点目、豪雨災害により被害を受けた地域の二次災害予防の対策について、7月6日より今日に至るまで、防災被害への対応に町職員、執行部の方の御尽力は大変なものだと察し、感

謝申し上げます。

さて、この度の予想もつかない豪雨の体験の中から、改めて様々な課題が見えてきましたが、町として防災マニュアルや被災状況の検証と今後への対応を検討中だと思しますので、どうしても気になる1点だけ質問させていただきます。

一つ、今年は何年になく台風の発生数が多く見られるようですが、この度の豪雨災害により被害を受けた地域への二次災害が心配です。町としてどのような対策を考えられていますか。

大きく2点目、ひまわりプラザの飲食の時間拡大について。かいた版ネウボラが昨年10月に当会館で開始されてからもうすぐ1年。いろいろな活動が展開され、出産前の妊婦さんや子育てのお母さんにはほっとする唯一の場所になっているようです。活動の後の1階ロビーでの飲食時間も親子の語らいの場所として、午前11時半から午後1時半までと長く取っています。しかし、それ以外の時間には飲食の時間が設けられていません。

夕方のロビーは高校生の勉強の場となっています。学校帰りのままなので、途中お腹がすいて軽食を摂りたいこともあります。しかし、館内では食べられないので外で食べています。暗い中で食べている食事風景には誰が見ても疑問を感じます。夏時間はともかく、冬は真っ暗です。今までにいろいろな経緯があったと思いますが、夕方にも飲食のできる時間を考えてはいかががでしょうか。

以上、2点お願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問に答弁いたします。まず、豪雨災害により被害を受けた地域の二次災害予防の対策についての質問でございますが、被害を受けた地域につきましては、道路、護岸修繕、水路閉塞の解消、大型土のうの設置などによる応急工事を広島県と連携して行っております。

今後はワイヤーセンサーの設置、砂防ダムの浚せつなどの対策を引き続き広島県と連携し、行ってまいります。また、土砂災害が起きた地域などの一部地域において、避難情報の発令を早めた暫定基準を設定し、早めの避難を呼び掛けることとし、二次災害の防止を図っております。

続きまして、ひまわりプラザの飲食の時間拡大についての質問でございますが、ひまわりプラザの1階ロビーは広く町民に触れ合いの場を提供するため、誰もが利用できるスペースとなっており、開館時間内には親子連れをはじめ、地域の方、小中学生や高校

生など、多くの皆様に御利用いただいております。高校生等が夕方、軽食を摂って、勉強する場合、長時間にわたる席の占有となることが想定され、来館される方に広く御利用いただけない可能性が出てまいります。また、小中学生の利用時間帯と重なるため、児童健全育成の点も踏まえ、夕方に食事のできる時間を設けることは考えておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）この災害の方なんですけども、被害を受けた地域というのは、これは大きな事業関係を示しておりますが、被災した町民に対して二次災害が起こらないような対策はどのようにされているかお聞きします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町民全体に対してというところではございましたら、町長答弁にもありましたように、早めの避難を呼び掛ける暫定基準、通常の基準よりも早く避難情報を出すというようなことを設定して、早めの避難を呼び掛けて二次被害の防止というふうに努めているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）町民に対してのということは、例えば土砂災害地域、砂防堤を造るというのは、県、国、町の仕事と思うんですが、町民が万が一、またその砂防堤ができるまでの間に起こり得た場合、できない場合に、そのときには町民自らが自分らのところを守らないといけない訳ですから、例えば土のうを近くに置いていて、それで万が一危ないときは自分の家の周りに土のうを積み上げるとか、そういうところの指導のこと、指導することによって、その町民たちの家屋の二次災害を免れるんじゃないかということで今質問しましたが、いかがですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）これまでも土のう等については、町内各所に配置はしてございました。これを機に、少し土のうの配置の場所とか配置の量というのは少し見直さなければいけないというふうには、私ども思っております。1年前、2年前に比べて、置いてある箇所というのは増やしてきたつもりではございますが、まだまだ少し、今回の災害を受けて、ポイントと量が足りないというふうに考えておりますので、そこは場所にも、置く場所というのもちょっと限りがありますけども、有効なところに配置をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

- 5番（大江）その土のうを配置しているのが、その地域の住民さんにはこの場所に何かあったら土のうがあるよということは知らせていますでしょうか。
- 議長（桑原）生活安全課長。
- 生活安全課長（脇本）これまで土のうはどこに置いてあるというところを直接的に広く示したことはございません。
- 議長（桑原）大江議員。
- 5番（大江）この度のこういう予想もつかない豪雨災害ですから、やはりこれはこの度の、特に被災されたところ、土砂災害の起こったところには、こういうところに用意してあるということは、やはりパンフレットか何かで知らせるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 議長（桑原）生活安全課長。
- 生活安全課長（脇本）町のメインの土のうの集積場所等についてはある程度量がございます。災害は1回起きるとすぐに空になってしまうような現状もありますので、行ったらすぐに補充しなければいけないような状況もありますので、細かいところ全てというところは難しいかもしれませんが、大きな集積所については何らかしらの方法で周知はする方向で検討したいと思います。
- 議長（桑原）大江議員。
- 5番（大江）町内で一つの場所に集積するというところは難しいところもありますので、やはり個人にも、例えば庭のどこかに少し置いておくとか、そういう啓蒙も要るのではないかと思うけども、町だけでなく個人自身にも自分の家を守る、自分たちを守るというためのそういう準備というのを、やはり豪雨が起こったときに避難を呼び掛けるだけでなく、そういうところの準備の呼び掛けというの也要るのではないかと思うんですけども、どうでしょうか。
- 議長（桑原）生活安全課長。
- 生活安全課長（脇本）その準備につきましては、いわゆる土のうを作るということだけではないと思っております。総合的なところで啓発といいますか、周知をしていく必要があるというふうに思っております。
- 議長（桑原）大江議員。
- 5番（大江）土砂は土のうの件なんですけど、今度は浸水した地域、さっき大ざっぱな道路とか護岸とか水路、そういうところの応急工事の件は町がする仕事ですけども、一般

的にこの度浸水した住民さんの家はかなりあるんです。けれどもその浸水した地域を見ましたら、道路の高低差がすごくありまして、一定のところにごく溜まっています。そして、溜まるところがいつも決まっています。

そうすると、その溜まっているところ、例えば国信でしたら、裏が一面溜まっていますから、環境センターの方から逃げようと思ったら、国道を通っていきます。国道を通って、ワイテックから入ったら、今度は松橋の前がいつも浸水しております。町民センターに逃げるのに浸水している訳です。もう一つの方のお好み焼なみの方もあそこも浸水しています。どこから逃げればいいのかということになります。すると、もっと歩いて、今度、電気高校の川の横ということもなります。

そうすると、もし、それが氾濫したら流されるという傾向もあります。ですから、やはり人が避難するにしても、そういうところで二次災害を起こすこともあり得ます。ですから、もう少し道路の高低が、どこが極端に低くて水が溜まっているのか、そうすると、道路の高低によって水の流れを変えることができると思うんです。溜まるのではなくて、どこかへ水を流していくという方向。その方向を考えられないかなと思って、今提案しているんですけども、どうでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今、具体的な例として国信が出てまいりました。あちらの箇所への浸水については、下流域が瀬野川に流れる部分と竹貞ポンプの方に行く部分とがあるんですけれども、今回の災害につきましては、瀬野川の水位が上がったということで排水できないということの原因が考えられます。抜本的な対策という部分では中々難しい部分がございますので、今後、それらについて被災状況等を検討した上で検証していきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）だから、町の調査では分かっていると思いますが、裏の新しくできた町道、あれからずっと一帯的にワイテックのところ、それから松橋のところ、全部浸水しておりました。だから、裏は一つも逃げる場所がないという状態でしたので、それを知っておいてください。

それから、河川のことなんですけども、今、瀬野川の河川には土砂が随分積もっています。砂走の前に今は畑賀川の方から流れてきた真砂土をどんどん今土のうに積み上げておりますけども、川の流れがすごく変わってきて、土砂で、それと中洲の木がまだ中

途半端に倒れたもの、それから、この間の豪雨災害で橋桁に大きい大木が引っ掛かったり、木の小さいものが紛れたり、草が紛れたり、まだ欄干に引っ掛かっている様子も受けます。

先ほど、町が9月3日に要請した文書の中に、被災ダムの二次被害、土砂、尾崎川を要望したとありますが、瀬野川河川敷の浚せつを要請しなかったのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）瀬野川といいますか、三迫川も県の管理区間がございますので、三迫川の県道矢野海田線から下流、あと、畑賀川、瀬野川については土砂の浚せつ、土砂撤去の方は要請してまいっておるところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）ここに読売新聞の8月24日の新聞に、西日本豪雨で増水した広島県府中市の芦田川では、7年前に中洲の樹木を伐採するなどした効果で氾濫を回避できた可能性があることが、国土交通省の調査で分かったと載っております。その調査の関係でこの7年前に伐採をしたところは氾濫がなかったのですが、伐採をしていない三原市の沼田川では樹木に流木が引っ掛かり、水が流れにくくなったことが一因で氾濫したとされているというふうに載っております。

住民がかなり前から中洲のこと、鳥が大事な命が大事な命という声を随分聞いておりました。今回、やはり、木がぶつかったり、中洲で私は確かにこの水の流れが妨げられたのではないかと。そして、今まさに、中洲と真砂土で瀬野川は水の流れが変わっております。

となると、今までの警報を流すときの水位の高さは、今後雨が降ったときは、それらの量が加算してもっと水位が少しでも避難のところに達するのではないかと思うのです。

ですから、流れを取ることによって、樹木の伐採で水位の上昇はここは17センチ抑えられたと。ですから、伐採によって水位の上昇が抑えられるというふうに載っております。

今後、今回のような豪雨があると、今、真砂土、それから中洲、木の引っ掛かり、全ての上においてもっと悲惨になるのではないかと。それではなくても、この間、瀬野川は氾濫の寸前でした。それよりも条件が悪くなっています。

ですから、まず第一に、今この瀬野川の分を取らないと、瀬野川が氾濫すると、この

次、このような雨が降ったときは必ず氾濫すると思います。そうなったときにどうなるのか、その順位付け、ここを一番に要求するべきではないかと思うんですが、どうなんでしょう。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）そもそも川に流せる水の量というのが河川の大きさ、いわゆる河川断面で大きく左右されるんですけれども、今回はその河川断面に対して土砂がどれだけ溜まっていたかというその割合、その割合の高いものから優先的に除却を県の方は進められておるものでございます。

瀬野川につきましては、おっしゃられるとおり、非常に土砂は堆積しておるんですけれども、その河川断面、全体に対する割合としては三迫川よりも割合は少ないので、今は三迫川を優先しておると。

ただ、このまま放置しておくことはしません。町といたしましても土砂の除去というのはお願いをしておりますので、今後、県の方で現況調査されて必要な箇所を土砂撤去されるというふうに伺っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）それはいつ頃になりますでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）申し訳ございません。その具体的な着手時期等については回答を得ておりませんので、今後引き続き、できるだけ早い段階での工事の着手を要望してまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）町長、9月3日に県知事の方に行かれたそうですが、もっと再三、県の方に行って要望してみてもいかがでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）議員、御指摘の点についての懸念というのは我々も当然持っております。今、土砂の堆積等の影響で瀬野川の水位が災害の前よりも上がっておる状況でございます。そういったことも含めまして、9月3日には県知事の方にはお願いをしておる訳ですけれども、その前にも当然所管の西部建設事務所、あるいは要望書を出す前にも、現場で県の方にはいろいろお願いをしてきているということでございます。9月3日にも強くお願いはしております。ただ、今後なるべく早くやっていただくようにということ

は、また状況を見ながらお願いをしていく必要があると考えておりますので、議員御指摘の点を踏まえて対応していきたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）県にお願いして、土木西部建設にお願いしているということでしたけども、国信のことばかり言ってあれなんですけど、国信の方でも山崩れが起きました。しかも、そこはもう3年か4年前か、県の急傾斜地域に入っています。測量したり、設計したりして、確か今年、去年かな、工事に入る予定がずるずるといろんなことが起こって、順番が後回しになってきた結果、やはりその場所が今回崩れています。

ですから、県に要望といっても、本当に切なる要望をしないと、後回しにされてくる訳です。実際、そこは急傾斜地域でインターネットにも載っている場所なんですけど、やはり優先的に何か起こると、こっちが先ですと後回しされています。

ですから今言ったように、やはり何度も陳情に行かないと、返事待ちでは中々応えてくれません。もううるさいけん、早くして、先ほど、崎本さんが言われたように、何度も何度も切々と、やはり県は、これは本当に大変なんだという気持ちになり、動いてくれると思うんですが、せめて月1回でも県に陳情していく気持ちはありませんか

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）瀬野川の土砂のことですが、西部事務所に要望したときも、時期はいつかとはおっしゃいませんでしたが、こちらについては必ず実施するというお返事はいただいておりますので、引き続き、機会あるごとにそれは申してまいりますけど、必ず実施するということですので、県の対応を見てまいりたいという具合に考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）二次災害予防で、土砂が崩れるところにブルーシートを張って、その横でもう木の根が一杯出て、この間、1本竹が倒れましたけども、そういう場所もまだ手つかずのままですが、今度起きたときは本当に山崩れで下の民家にも崩れていくんじゃないかと予想ができるほど、根っこも見えている状態なんですけど、そういうところもまだまだ見過ごしていかれるのかどうか、それとも急傾斜地に入っているのだから、県が動くまではどうにもならないのか、国信のところなんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）法面の崩落箇所が民地なのか官地なのかによっても、その対応が大き

く変わってまいります。まず、民地の場合は、一義的には土地所有者さんが対応されるべき案件でございます。官地の分につきましては、町の方で今後対応してまいりたいと考えております。

ただ、先ほどから、急傾斜区域とおっしゃられておりますが、そこは危険箇所のまだ位置付けで急傾斜区域の指定には至っておりませんので、その指定手続を県の方がされている最中で災害に遭っておりますので、今後、その進捗状況については県の方に問い合わせはしてみたいと思います。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）先ほど、早めの避難とかそうおっしゃっていましたが、この度、やはり豪雨災害で誘いに行ったけどもなかなか動いてくれなかった、20分間、行ったり来たり、行ったり来たり、逃げよう、逃げようって声を掛けたけど、逃げてくれなかった。とうとうしょうがないから2人で逃げましたという住民の声、それと要支援者、先ほどいろいろ出ましたけども、私ら要支援者になったときに、もし何かあったら誰が責任を取ってくれるの、私ら受けられないという声も聞いています。ですから、二次予防をするのであるならば、1人老人とかそういう人たちに、もっと早めの避難ではなく、必ず逃げてください、逃げないことによって人に迷惑をかけるんですよという、個別訪問というんですか、そういう方たちはかなり高齢ですから、そういう方たちの対応を保健の方からでもやって、二次災害、早めの避難につなげるように働き掛ける必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）大江議員、質問通告から外れております。質問を変えてください。大江議員。

○5番（大江）今言ったのは二次災害の防止ということで、ですから、先ほど執行部に言われた早めの避難とかそういうのを呼び掛けますということでしたから、それに準じて早めの避難を呼び掛けても逃げない、だから、そういうことに対しての早めに避難するような働き掛けをしてくださいということの質問でした。

続きまして、ひまわりプラザの件、ここは確かに皆さんが、ロビーは広く町民が使う場所であります。それだけに今高校生が全部占めているのは、本当に異常という感じがします。でも、この青少年育成とかそういうことを考えた場合には、高校生主体ではなくても、やはり軽食、ちょっとしたパン、そこでぽっと口に入れられるものというものは許可してもいいんじゃないかと思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 議員御指摘の少しの口に入れる程度の軽食だったらいいのではないかとこの部分ではございますが、やはり、食事であるとかにつながりかねないという状況を考えますと、広く町民の方に、いろんな世代の方に御利用をいただいて、長時間の占有にならないようなことを考えますと、時間のそういう部分で許可をすることは現状のところ考えておりません。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江） 今現在は、ほとんど高校生が使用されていますが、一般の方、ほとんど夕方あまり見かけませんよね。それに関しては、それはそれなりで、一般が、皆さんが使うフロアですけども、そのまま認めていらっしゃるんですが、例えばこの席は一般の方のために空けておいてねということはないんですか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 答弁につきましては、ここが学生さんであるとかここは一般の方というふうに区分けはしておりません。また、ロビーについて現状学生が多い状況ではございますが、1階の学習室、また3階のカルチャー等は約6割から7割、夜間についても御利用いたしておりますので、ロビーは多くの方も利用している現状でございます。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江） 多くの方の利用なんですから、昼間、例えば11時半から1時半まで、やはりここも飲食する人もおればしない人もいる訳ですよ。ですから、それを考えると、難しく考えるのではなくて、フロアです、誰でも使ってもいいですよ、ただ夕方はこの間だけがちょっとだけ時間を設けていますから、この間だけにしてくださいね、何も難しく考えることなく、たったそれだけのことなんですけども、どうなんですか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 先ほど、町長答弁もございましたように、学生が使う時間は、やはり小学生、また小学生と一緒に家族連れの方の御利用もございますから、そのような設定は考えておりません。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江） では、お聞きしますが、設定を考えなかったら、夜に真っ暗な中にベンチに座って、軽食ですか、ちょっと軽食を摂っているその姿を見た場合、どうお考えになりますか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） ひまわりプラザだけでなく、夜暗い中で、コンビニの前だとか、公園で学生さんが食事などをしていらっしゃる状況は見たこともございます。そういう状況は確かに好ましいものではないというふうに考えますけれど、夕食前に軽食等を摂った場合、夕食が遅い時間になることも考えられます。帰宅後に1人で食べたりして個食になることだったり、またそのまま食事を摂らないということにもつながりかねないことが想定されるため、食育の観点からも成長期である学生さんは家庭に帰っていただき、しっかり食事を摂っていただきたいというふうにも考えております。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江） いろんな家庭の状況もありますし、高校生ですから遠方から来ている方もいます。ですから、自分らの若いときを考えると、途中、おなかですいて食べて、家帰ってもまた御飯を食べていました。そういう成長期の年齢です。ですから、少し食べたからといって夕食に支障があるとは思いません。それは私の一方的な考え方かも知りませんが、成長期であるから、やはり学校の授業でくたびれて、次勉強したい。でも、ちょっと糖関係、頭の中に入れていたいなということで、ちょっと甘いものを口にしたい。たったそれだけのことではないかなと思うんです。ですから、皆さんがと言われますけれども、それこそ。机のテーブルの下でぽこっと食べても、あまり目立つことでもないと思いますし、そして長時間居座るということであれば、それは時間設定とか高校生の方はこの勉強の場ではないですけど、時間設定で1人何時間までにしてねとか、一般のフロアだからというふうなことも可能と思うんです。

だから、やはりもっと幅広く本当に青少年の育成を考える、食育を考えるんなら、真っ暗な中で、ここは食べられませんから、外で食べてちょうだいと、それもどうかと思うんですが、もう一度、お返事を聞かせてください。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木） 課長が答弁してまいりましたが、ひまわりプラザは、子どもさんの利用が多い施設です。ネウボラの拠点施設として、ネウボラでは御家庭での規則正しい食事の大切さを伝えております。食育の面から、それから小中学生もたくさん利用しますので、夕方、高校生がそこで間食をしているという姿というのは、子どもさんへの影響も考えられますし、また、高校生、しっかり利用していただいたらいいと思うんですけれども、あまり遅くまで利用されると、事故の面からも心配しております。そう

いった面で施設の利用は一定のルールが必要だと考えておりますので、食事時間の拡大というのは難しいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）いろんな方法があると思うんですよね。パーテーションというか、そういうちょっとつい立てを作ってやって、どうしてもの方はこの隅っこでというふうな配慮もできると思うんですよね。ですから、一律的にただそういうじゃなくて、いろんな事情の中、いろんなクラブ活動して、さあ、勉強しようか、おなかすいたとか、いろんな条件下の中で、ほんのちょっとのパンとかサンドイッチぐらいは、軽食はいいですよ、それ以外はここでは認めませんとかいうルールを作れば、そしてまずやってみて、守れなければ廃止すればいい訳であって、やはり住民さんが暗い中でいつも食べている、あれはどうなの、見るに見かねる。そりゃ、親心と思うんですけども。

じゃ、お聞きします。そうすると、やはり暗くても外で食べていただくということでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）高校生の方にだけそういう特別なルールを設けるということは、どうしても夕方、夜の時間も小中学生も利用されるので、中々難しいというふうに考えております。夜、食事を外でされている姿を見て、どう思われるのかということですが、家庭で食事をしてもらったらなどは考えます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）高校生だけじゃないんですよ。ここ、一般のフロアだから、一定、例えば30分だけは高校生だけでなく一般の方もちょっとしたものは、例えばビスケットとかそういうのがありますよね、そういうのでも、ちょっとしたものは食べれますよということをしてほしいということなんですよね。だから、それは高校生に限りません。一般の方も、例えば今から出かけにゃいけんからということだってあり得ると思うんですね。いろんなことを配慮したときに、その1時間じゃなくて30分といたらほんとのわずかな時間ですが、そういう時間でも設けてあげることにはできないのかとお聞きしているんです。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）一般の方、高校生の方だけではなく、子どもも利用される施設ですので、一定のルールを守りたいと考えておりますので、夕方の食事時間の拡大は考え

ておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）子どももおられますというけども、昼間も結局、開館、11時半から1時半、子どももいますよね、いろんな。食べる子もいれば食べない子もいますよね。それと同じではないんですか。夕方、子どもがいると言われても。それは個々の勝手といたらおかしいんですが、フロアで一般開放している以上は食べる人がいようとまいと、例えば、その時間だけと決めていけば、食べないは食べないでその時間が過ぎると食べれないということで規定を設ければ、しかも、今、たくさんの人数ではない訳ですから、やっぱり遠方であるとかいろんな条件下の中で、どうしてもという人に心を開いてほしいと思っていますけども、いかがですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）ひまわりプラザは、かいた版ネウボラの拠点施設として、親子の触れ合い、子育て世代や住民の方の交流の場を提供しておりますので、現在は、昼時間に限り限定的に飲食を可能としております。状況としましては、親子連れの方がお弁当を持って、そこで食事をされて、次のこどもの教室の方へ向かわれるとか、いろいろ活用していただいていると思っております。ただ、夕方に関しましては、夕食につきまして、夕食前の間食等を少しだけなら大丈夫じゃないかとおっしゃるんですけども、それは、施設として夕食前の間食を奨励するということにもつながります。いろんな世代の方に幅広く使っていただきたいと考えておるんですが、施設の運営には一定のルールが必要でございますので、夕食時間の間の飲食の許可というのは行わないこととしたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）確かネウボラは出産前から18歳までがネウボラの対象年齢と聞いております。だから、小さい乳幼児だけでなく、やはり18歳、高校3年生までがネウボラ対象となっておりますけども、今、間食、間食、夕食言うけども、夕食というほどでもない軽いもの、やはりそのちょっとした配慮で済むことなんですよね。たくさんいる訳じゃない訳です。全員が食べる訳じゃないんです。ですから、時間だけを決めて、それは過ぎたら駄目ということになれば、例えば、もう少し早い時間に、8時頃までも勉強していただきますよね。そうすると、もう少し早い時間で設定すると、本当に必要な子はそうして、例えば汽車に乗ってきている子もいると思うんですよ。いろんな条件下の中で、勉強頑

張って、受験に向けて頑張っている青少年というか、高校生をする上において、食育の面で夕方の間食はとおっしゃいますけども、やはり育ち盛りで、間に少し入ってもそれは多分十分いけるんじゃないかと思うし、人数的に少ない、そういう中でもうちょっと配慮してあげた方がいいんじゃないかと思うので、もう一度再度お聞きします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）ほんの少人数、ほんの短時間というふうに、議員、おっしゃられるんですけども、それを許可するとなると、飲食目的でその時間、お勉強ではなく集まるというふうな可能性もあります。現在、ロビーで夕方しっかり勉強してもらったり、それから談笑されたりと、いろんな活用の仕方がございます。現状で、施設として特に問題を感じておりませんので、このルールを守っていきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）町側は、現状としてはそれは確かに訴えてないって、子どもたちの声がないからそのように思っていますけども、外で、度々真っ暗な中で食べている、住民さんは何とかならないの、暗い中で食事してるって、ちょっと、暗い中で食べているというのはもうどうしても親としていただけないという声を聞いて、今回、一般質問をさせていただいたんですけども、親の立場からちょっとどこか配慮してほしいという思いがあると思うんですよ。そのルールはあるかも分かりませんが、そのルールを変えられるんじゃないかとは思っていますよ。

実際、今、海田公民館とか、施設としての内容が違うんでしょうけども、海田公民館、東公民館のフロアでは自由に食事をしたりしております。それには制限ありません。

ですから、ネウボラの場所として、それを常に言われているのかも分かりませんが、私はネウボラの18歳までの青少年育成を思ったら、そういう少しの配慮も要るのではないかなというふうに思って質問させていただいています。

○議長（桑原）答弁要りますか。

○5番（大江）要ります。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）ネウボラは18歳までの子どもを対象としておりますので、子どもの規則正しい生活習慣を伝えていきたいというふうに考えております。先ほどからも述べさせていただきまますように、一定のルールを設けての施設運営というのは継続していきたいと考えております。

○議長（桑原） 暫時休憩をします。再開は10時40分。

~~~~~○~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、一般質問を続行します。11番、岡田議員。

○11番（岡田） 11番、岡田です。3点について質問をいたします。まず、砂防ダムについて、7月の豪雨災害でお亡くなりになられた方にお悔やみと、被災された方にお見舞いを申し上げます。

豪雨災害で人的被害が死亡1名、重傷者3名、軽傷者1名、家屋の被害が全壊、半壊、一部破損、床上、床下浸水を合わせて247棟、土砂災害発生箇所が6件、越水をした河川が3河川、6戸の断水、学校などの公共建物、道路、河川、砂防施設などの公共土木施設や林道などの農業水産施設などに大きな被害が出ました。

町長、副町長をはじめ、関係各所の方々の努力で徐々に復興しております。何箇所かの砂防ダムで大量の土砂が流れ込み、下流域の住宅や農地に水害や土砂被害を与えました。堰堤の下の水路も大きな被害を受けています。また、水路の構造上の問題も指摘をされております。台風などの豪雨で、再び砂防ダムが越水をすることが想定され、二次被害、三次被害につながりかねません。

早期に砂防ダムに流入をした大量の土砂を撤去、搬出しなければ、再び同じような災害が起こり得ることが予想され、町民の生命財産を守ることができなくなると思います。砂防ダムに流入した大量の土砂を撤去、搬出、水路の構造上の問題も含めて、どのような計画になっているのかお尋ねをいたします。

二つ目に、小中学校のエアコンの使用基準について。6月に行ったPTAと議会との意見交換会の中で、猛暑の中でも学校のエアコンの使用基準が厳しくて使用できず、子どもたちが授業に集中できないとの意見が出されました。使用基準も先生によってまちまちということであり、どのような使用基準になっているか伺います。

また、快適な環境の中で授業をさせるために、今の基準を改めるべきと思いますが、見解を伺います。

3番目に、水道事業の広域連携について、海田水道ビジョン素案では広島県水道広域連合協議会へ参加をして、広域連携の具体的な検討をするなどとなっています。

安倍政権が次の国会で成立を目指す水道法の改定案は、広域連携と官民連携を推進しています。広域連携は国の基本方針に基づいて、都道府県が計画を立て、市町村も含め、広域化の推進に努めなければならないとする上からの広域化の押しつけです。官民連携は水道事業の民間事業の算入です。命に関わる水道の分野ではあまり進んでいませんでしたが、それを無理やり進めようという規定が入っています。

具体的にはコンセッション方式などで、水道施設は自治体が所有したまま、経営権は民間事業者が得てもうけていくということが出来る中身になります。広域化民営化は市町村の判断に委ねられています。無駄を省き、自然の水系、水源を活かした地域の実情に即した計画を作り、必要な更新計画と財源計画を立案することで、海田町独自の水道を守るべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問の1点目、3点目については私から、2点目については教育委員会から答弁いたします。まず、砂防ダムについての質問でございますが、広島県において土砂の堆積状況を調査され、優先順位を定めて、土砂の撤去に着手されております。現在、三迫川左支川と奥之谷川の砂防堰堤について実施されております。

次に、水路につきましては、この度の災害による被災原因を広島県と連携して調査し、対策等について検討してまいります。

次に、水道事業の広域連携についての質問でございますが、海田町水道ビジョンは町が自ら水道事業を運営していく方針で策定を進めております。その中で、災害時の相互応援や人材の育成など町にとって有益な事柄については、県や近隣市町と連携を検討してまいります。

それでは、2点目の質問については教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）岡田議員の質問に答弁いたします。小中学校のエアコンの使用基準についての質問でございますが、現在の海田町立小中学校エアコン運用基準は、文部科学省の学校環境衛生基準及び広島県地球温暖化防止地域計画に基づき、平成30年5月1日に改正したものでございます。その内容は、冷房運転の期間はおおむね6月中旬から9月中旬までとし、室温が28度を上回った場合に稼働できることとしております。

また、暖房運転の期間はおおむね11月初旬から3月下旬までとし、室温が17度を下回

った場合に稼働できることとしております。

これらの基準は国や県の方針に沿ったものですので、現時点でこの基準を変更することは考えておりません。

しかしながら、昨今の異常とも言える気象状況を踏まえまして、引き続き、情報収集に努めまして、柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田） それでは、再質問をさせていただきます。まず、堰堤の土砂の撤去のことですけれども、三迫川左支川、三迫三丁目のスリット式ダムは御存じだと思うんですけど、もう一杯溜まって、今、土砂を撤去というふうな、この前、見させてもらったんですが、土砂を撤去されておるといふようなことなんです。

これ、計画いんですか、土砂だけでなく流木とか、ちょっと上流の方に行ったら、水路の跡いんか、コンクリで造った水路みたいなのが壊れていふような格好になっとるんですけど、ああいうふうなものを下まで、元の状態いんか、するいうたら、かなりの時間が掛かるといふんです。道路もそんなに大きな道路じゃないですから、具体的に、あれが浚せつをし終わるといふような時期とか何とかいふのは出ておるんでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）三迫川左支川につきましては、今年度一杯掛かりそうという状態と聞いております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田） そのときに、あそこ溢れて、三迫川支流いんですか、川に流れて、あそこの川も崩れて、崩れたために水が休耕田いんか、あそこずっと流れていって、また元の川に戻って、下の方の住宅が壊れるいふような格好になっとるんですけども、そこの方の川の改修、あれも同じような時期と一緒に県にやってもらえるんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村） その砂防堰堤よりも下流域については、護岸が壊れて、まず流れの方向が変わっております。それとは別に、更に下流に法面が崩れて、土砂が堆積している箇所がございます。その土砂が堆積している箇所については、町の方で9月初旬から中旬に掛けて除却に入っていきたいと考えております。

護岸の修繕については、県の方に要望はさせていただいておるんですけども、応急

復旧の時期についてはまだ具体的な回答を頂いておらない状況でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）あそこ、当然見られておると思うんですが、護岸というか、山が崩れて川を塞いでおるといふような状況で、今の砂防ダムに溜まった土砂の撤去いうても、これはかなりの量があるので、例えば今からの台風シーズンとか雨が降ったら、また同じように越水をするというふうな感じが、当然、素人が見てもそういうふうだと思うんですけども、やはり早くというんか、そうしないと下流域の人いうんか、もちろん不安なんですよね。あそこらの下の方にもかなりの住宅があつて、今回はずっと道路がえぐれて崩れるというところが何箇所もあるんです。そういうふうなところを早期に復旧いうんか、しなかったらいけないんですけれども、そういうふうな計画いうんか、いついつまでに、大体のいわゆるロードマップいうんか、そういうふうなものを下流域の住民の皆さんに知らせてあるんでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）そのロードマップ自体を、申し訳ございません、私が直接下流域の住民の方に御説明をしたことはございませんが、現地調査時に近隣の住民の方々がお声掛けをいただいた際には、応急復旧の方は町の方がするんですけれども、本格復旧については災害査定を経て、今年度末までに着手できるように今進めておりますというお話はさせていただきます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今年度末いうても、まだ6か月ぐらいありますから、その間、昨日もそうやったんですけども、台風がたまたまそれたんですけども、20号も21号も来るといふ状況だったんですが、やはり早くするか、それとも下流域の住民の皆さんにこういうふうな復興状況だということを知らせてあげないと、やっぱり不安だと思うんですよね、皆さん方が。知らせてあげるといふことをされるような考えはないか、もう一度伺いいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）海田町が行います法面が崩落して川に土砂が堆積している箇所については、工事着手前に自治会長を通じて、そのような形で近隣の住民の方に、工事の実施についてはお知らせをする予定としておりますが、今、おっしゃられたように、今後の状況等について、広島県が施工する部分がございますので、県と調整をしまして、周知

する方法等々検討してまいります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それと、その奥之谷川の砂防ダム、あそこも見られたら分かるんですけども、かなりの土砂が堆積をして、あその土砂と今のスリット式のダムの堆積している土砂、あれ、素人が見たらちょっと質が違うような感じがするんですよね。三迫川の分はあれは砂いうんか、土砂、こっちの方はいわゆる真砂土いうんか、この前行って見たときも、かちかちのような状態になった、本当に真砂土が乾いたような状態で、まだ完成していないということだったんです。

まず最初に、7月6日時点、流れてきた時点で、あの砂防ダムというのは何割ぐらいの完成だったんでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）砂防ダム本体の部分につきましては、おそらく8割ぐらいの完成状況だったと考えられます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それで行って見たときに、砂防ダムの堰堤があつて、その奥側いうんか、山手に近いところに、石のような、積み重なつてますけれども、そこに土砂が流れてきたと。前にも建設課長が言われたんですけど、あそこ、造る過程のときに深いもんですから、この土砂を何ぼか入れときながら、どんどん堰堤を造っていくいうふうなことを言われたんですけども、そうなってくると、あの日浦山の上の方からずっと土砂が流れてきた時点で、もう結構砂防ダムそのものに土砂いうんか、工事をするためにしても土砂が堆積しておつたんじゃないかと思われるので、堆積いうんか、作業のために土砂を入れておくというか、そういうふうなことがあつたんじゃないかと思うんですけど、その辺のところはどういうふうに県からの説明を受けておられますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）奥之谷川砂防堰堤の築造方法は、現地の砂を利用してコンクリートで固化するという方法をとられておりますので、基本的にはその現地の砂をある程度集めて、それをコンクリートとセメントとで混ぜて固めていく工法をとっておりますので、まだ全部が完成していないので、残りの完成に必要な土というのは現地に置いてあつたものと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）ということは、ある程度、例えば雨が降って、崩れてきたときに、全然空の状態、まだ完成していないというて、空の状態ではない土砂が、土砂いうんか、あるというふうな状態の中で、そういうふうな流れてせきとめたということになったら、もともと土砂があったということになったら、また今度、災害の状況いうんか、変わってくると思うんですよ。

全然空の状態のときに流れてきたいうのと、工事をするために置いておったというふうな状況だったら、ちょっと災害の質いうんか、極端に言ったら、人的被害じゃないかということも出てくるような気がするんですけども、その辺のところいうふうなのは、結構7月6日にそういうのがあって、10日か11日頃、県の職員の方と西部建設と業者の方が何箇所か調査に来られたということなんですけれども、そのときの調査に来られた結果というのは聞いておられますかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）そのときの調査結果というのは何っておりませんが、今後、堆積した堰堤内の土砂を除却されますので、その調査、土砂の除却と併せて、先ほど申されたような状況がどういう状態で今回発災して下に影響が出たのか、そういったのを県と連携して検証していきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）これは特に、そういうふうなのを造る過程でそういうようなことになっておったということで、ちょっと県と検証をお願いいたします。

それと、そこの下の水路、堰堤があってその水路、あそこもかなりえぐられておるんですけども、水路そのものは結構幅が広くて深い水路なんですけども、それがだんだんだんだん下の方に来るに従って狭くなってきて、そして瀬野川に流れるというふうな格好の中で、だんだんだんだん狭くなって、道路があって、水路を造る場所がないから、ボックスカルバートみたいな格好で、上に道路を通したみたいな構造になっただけなんです。

やはり、あそこにはどんどん住宅が建っていますし、構造上どうしてもああいうふうな大きな災害があって、水が道路に溢れるというふうになりやすい訳なんですよね。

上は広いんですけども、下がだんだん狭いというふうな、そういう意味では構造上の問題もあるんじゃないかと思うんですよね。だから、下の、今の狭いところ、溢れるところ、そういうふうなところの対策というのは、どういうふうな格好でされるんでしょう

か。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）ちょっと補足なんですけど、砂防堰堤を整備する前にあったもともとの奥之谷川の河川断面は確保した上で、砂防堰堤の工事に着手しておりますので、工事用の必要な土砂というのはもともとあった河川の幅を阻害するようなどころには置いてなかったというのはちょっと追加で補足説明させてください。

それで、下流域の部分なんですけれども、砂防堰堤の事業にはダムを造る堰堤事業と、その下に流路工とって、万が一、土砂が溢れた場合にそれを受け止める流路というのがセットで整備されるんですけれども、万が一溢れたところをキャッチするためには、普通の川幅よりも広めに広げておいて、そこでキャッチするために、構造上、もともとわざと広くしてございます。

下流域に行くと、水路に蓋が掛けてあって狭くなっています。これは水、基本的には砂防ダムで土砂をとめて、水はその下流域で受けるという考え方に立っております。

奥之谷川に流れてくる水の量については、下流域の水路の大きさに適切に瀬野川まで排水できるという状況にございます。

今回の被災原因は、確かに砂防堰堤から土砂が溢れた部分もございまして、その更の下流域で法面が崩れているということもございまして、それら全ての事象を加味した上での原因というのを検討した上で、対策を検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）下流域の墓地があるところ、あの上の方からもこう土砂が流れて、そういうふうな状況になったんですけども、あの下にはずっと住宅地がある訳なんですよね。今でも下の住宅地の周りにはずっと家の周りに土のうが、万が一のため、もう1回雨が降って、家に水が入ったらいけんで、ほとんどのところに土のうがずっと家のところに置いてある訳なんですよね。

だから、こういう状況というのは早く解消しなくてはいけないと思うんですよ。そうしないと、また何かあったときに、すぐ土のうを積んでというふうな状況になって、ちょっと前、雨が降ったときに上市の方へ入るところ、道路のところ、ちょっと下り坂になつるところに雨が降るから、土のうがこう積んであったんですけども、そうすると、車や自転車、バイクがなかなか通れないというふうな状況が続くと思うんですよね。

だから、こういうふうな状況を早く解消しなくてはいけないと思うんですけども、今

のままでいったら、何か解消するには早くても来年の3月ぐらいかないうふうな、ぱつと見たら、そのような状況に感じるんです。

やはり、こういうふうな状況を早く解消する、そして、今のあそこの皆さんが言われるのには、いろいろ県が来たり何かして状況を見られて、それじゃ、今のあそこをどういうふうな格好で、さっき言ったように、復旧いうんか、工程いうんか、すぐ設計をして、あれをして工事に掛かるというのは、ある程度時間が掛かるいうふうなのは分かるけども、いついつまでもこういうふうなことをしますということを知らせてほしいということ地域を皆さん言われるんです。

その辺のいついつまでもこういうふうな予定をしておりますという周知方法とか何かはされる予定はあるんでしょうか。しなくてはいけないと思うんですけども。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）奥之谷川の土砂撤去と今後の整備の状況については、広島県と連携をとって、工事着手前、工事期間等々については周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今の畝二丁目の方、土石流を感知するためのワイヤーみたいなのを張って、それは多分国土交通省がやったと思うんですけども、あそこはああいうふうなのをチラシみたいなのを掲示板に張ったり、そこの地域の人にいろんな周知いうんか、されておるみたいなんです。

そういうふうなことをあそこの奥之谷川の上市の付近とか、結構、新しい住宅がようけありますからね。ああいうふうなところとか今のあそこの三迫川の左支川、ああいうふうなところでもする必要があるんじゃないかと思うんですよね。

やっぱり、やろうと思ったら、多分、国がやったからチラシができたいうもんじゃないと思うんですけど、そういうのも考える必要があるんじゃないかと思うんですけども、もう一度やってもらえるかどうかをお伺いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回の奥之谷川の土砂撤去については、広島県と一緒に自治会長さんに事前に工事説明の内容はさせていただいて、周知もお願いした経緯はございます。

ちょっと今おっしゃられた内容について、広島県の方にこういう御要望があるというのをお伝えした上で検討をお願いしてみたいと思います。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）よろしくお願ひいたします。それと、学校のエアコンの設置基準なんですけど、こういうふうな基準があつてということなんですけども、よく我々も耳にするんですけども、学校の実際にスイッチを入れるのは先生なんだけども、先生によってそれぞれまちまちなんだいうふうなことを聞くんですよね。やはり、室内が28度というたら、外はかなり高いんですけれども、例えば今年は特に暑かつたんですけれども、今年の7月、8月、8月は夏休みになるんだけど、6月中旬からどれぐらいの頻度というんか、例えば夏休みまでに何日あつて、何日間ぐらい入れたんかというのは分かりますかね。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）議員の答弁をさせていただく前に、先ほどの答弁の中で、エアコンの使用基準の改正日を私平成30年5月1日と申し上げましたけど、これは平成30年5月31日の誤りでございますので、訂正しておわびさせていただきたいと思ひます。

また、今の教諭によって、担任によってエアコンへの使用がまちまちではないかという御質問だと思ひますけど、これは使用基準がある以上、町の職員としてこれを守る、また学校の子どもたちの命を守るという点で、これは遵守させなきゃいけませんので、そういった点があつたら早急に改善をしていきたいと、また指導していきたいと思ひております。

先ほど、今年度、何日使用かということで、今、私どもの方はそういったデータを持っておりませんので、これにつきましては、またいずれか、どちらかの方で報告をさせていただきたいと思ひております。

とは申しましても、今年度、非常に命に関わる危険ということがメディアでも報道され、我々もそのように考へております。子どもたちの命を守ると、また効果的な学習にある教育環境を整備していくという点では非常に大事なと思ひます。また、熱中症ということから考へますと、エアコンの使用が万能だと思ひておりません。水分の摂らせ方とか、また塩分の摂らせ方とか、そういったこまめな指導も必要になってくるんじゃないかと思ひます。それらも含めて、熱中症予防、また学習効果を上げるように、今後、エアコンの使用を考へながらやっていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）適切な使用いうんですか、温度設定も含めてお願ひいたします。

それと、水道事業の広域化なんですけれども、水道ビジョンを作ってやるというふうなことなんですけれども、この前、建設産業委員会で配られた水道ビジョンを見させてもらったんですけど、これには当面、海田町でやるというふうなニュアンスで見たんです。それと、その中に何ページかに広域化についても検討するよということが書かれておって、今の具体的なコンセッション方式ですか、今、国があれを進めておるような格好の中で、水道事業の人的な問題とか、あるいは管路の問題、そういうふうなものを含めて、今からどんどんどんそういうふうなところに経費が掛かるから、広域化でやろうというふうなことが一つのメインだと思うんです。

今度、11月ですか、町長に答申をされるというふうなことが書かれておったんですけども、この答申というのは、民営化とは全く関係なくて、海田町の10年、20年、30年後の水道事業のあり方ということなんでしょうか。

○議長（桑原）下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）今回の水道ビジョンにつきましては、経営審議会からの答申ということで、この中長期的な40年、50年先を踏まえた今後10年間の計画について答申を頂くというものでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）その中で、例えば、広島県も民営化も推進しておりますから、民営化の方針がありますよということを含められるというふうな可能性もあるということなんでしょうかね。可能性があるかどうかというのを伺います。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）コンセッション方式でございますが、民営化、こちらにつきましては相手の方、うちは民営化したいと思っても、相手の方も利益を上げていかなかちゃいけないというのがありますので、その辺で現実的には町としては可能性は低いものかもしれませんよ、可能性としてはいくらかあるものとして記載させていただいたものでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）よう分からんのですが、民営化は相手の企業がおるから、それが手を上げるかどうか分からないというふうな答弁だと思うんだけど、でも、現実には今年の1月、広島県が民営化について何か作っておりますよね、冊子を。多分、全部の市町村にそういうふうなことを呼び掛けて、それで協議会にも入っておられると思うんですけ

れども、その中の協議として、やはり民営化を進めていくんだと。その事業者も、広島県はいくつかの事業者をそういうふうな持つというたらおかしいんですけども、そういうふうな事業者はある訳です。事業者がある訳ですから、そういうふうなところで海田町も乗っていくんじゃないかという懸念があるんですよ。そしたら、今の安全でおいしい海田の水というのがなくなっていく可能性があるんですけども、その辺のそういうふうな協議の中での民営化へ行くということはどういうふうにご考慮されるんですかということなんです。

○議長（桑原） 上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） 広域化と今のコンセッションについては別のものです。今、うちが水道ビジョンとして考えて、海田町自らが水道事業を進めていくための検討したものでございますので、広域化ありきとか民営化ありきというものではございません。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） 広域化と民営化は別のもんだというふうに言われたんですけども、これ、セットになって、民営化するためには当然広域化せにゃいけません。海田町独自でなくて、いろいろな自治体と一緒に広域化をするということですから、これはセットになつとると思うんですよ。今年の通常国会では継続審議になったんですけども、どうしても今度の国会でこれを通したいということで、多分、通るような格好になると思うんですけども、そうなってきたときに、またこの民営化いうんか、広域化を進めてきて、広島県もそういうふうなことで進めてきとる訳ですから、全国的に進めてきとる訳なんですよ。広島県も特に進めてきとると。そのときに海田町は海田町独自で水源を持つとる訳ですから、だから、そういうふうなときにこの海田町は入りません、自分でやりますというふうなことをしてもらいたいんですけども、町としてうちはちょっと民営化を考えてみようかというお気持ちがあるかどうかということなんです。

○議長（桑原） 水道事業参事。

○水道事業参事（久保田） 先日のビジョンの中でも、その辺のことは書かせていただいたんですが、現在、はっきりしたものはまだ何も決まっておりません。うちが今広域化で考えておるのは、技術の伝承とか人材確保、その辺の面で一番課題に上がっておるのがそのときのビジョンにも書かれておったと思います。そういったところでの連携はございますが、今、経営を一体にするとかそういったところの話はまだ全然ございません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今、経営一体広域化の話はないと言われたんですけど、これはいずれ多分、出てくるいうんか、こういう問題は浮上してくると思うんですよ、出てくると思うんですよ。だから、そのときに海田の水は水源もある訳ですから、おいしい水ということではいろいろと努力をされておりますから、人材いうんか、少ないいうふうなのは海田に限らずどこもそういうふうな関係、格好になつとるみたいなんですけども、やっぱり、もう1回、海田の水は海田で守るんだと、広域には入らないよというふうなことを表明してもらいたいんです。

○議長（桑原）水道事業参事。

○水道事業参事（久保田）前からお話ししますが、やはりうちは一つの会社でございますので、お客様に御理解をいただかないと、いろんな改革というのはできないと思っております。今、一番うちの水道料金は安くございますので、そうした中でよそと一緒にやって水道料金が上がるということになれば、やはりお客様にこれだけの御説明をして納得していただかなければなかなか難しいと考えておりますので、そういった面では、現段階では非常に広域化の中に入って、経営を一体にするというのは非常に難しいものとは考えておりますが、うちが広域化のメリットとして考えられるのは今の人材の関係、技術の継承とかそういったところでの広域化というのは考えていきますが、今、経営を一体にするとかそういったところについては、現在のところは考えておりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）広域化をするメリットは、今さっき言われた人材とか、あるいは老朽化したとかいうふうな施設を広域化にすることによって解消するというふうなのが目的の一つみたいなんですけども、広域化しないような独自で守っていくんだというふうな態度をずっと貫いてほしいと思うんです。これで終わりますけれども、やっぱり本当に海田の水は海田で守っていくんだというふうなことを是非ともしてもらいたいとお願いいたします、質問を終わりたいと思います。

○議長（桑原）9番、宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。まず、都市計画の道路について質問します。今まで何度か質問してきたことは皆さん御存じだと思います。海田町は東西を瀬野川、国道2号、県道矢野海田線で現在分断されているのは、皆さん御存じのことだと思います。これを、南北方向に結ぶ都市計画道路は海田町には現在ほとんどありません。

現在の都市計画道路では、中店小学校線と山の手線、また市頭西谷線、新開蟹原線と森島西谷線が南北方向を補完する道路として計画はされております。

これから、広島県においても、昨日ですか、広報にも発表されましたが、その中で説明はあると思いますけれども、9月17日に大正矢野線が分断している。瀬野川に架橋して、ある程度の東西間の道路を確保しようとしているところでございます。

しかしながら、海田町を分断している瀬野川をある程度の大きな車が渡ることができる橋は、現在は明神橋、将来の山の手線ができたときの中店橋、日下橋、森島西谷線が完成したときの畝の新しい橋、国信橋しかありません。現況では国信橋から、下流には日下橋のみで、明神橋は町内を循環する道路としては日下橋のみしかございません、まともな橋については。明神橋は町内間道路ではなく、域間道路として、広島県域を行き来する道路としての活躍になっておりますので、町の道路ではありません。その中で日下橋は都市計画度道路、新開蟹原線の起点となっており、中店小学校線と連絡して瀬野川左岸の人口密集地をカバーする形で計画されています。

しかし、執行部においてはこの計画道路、県道矢野海田線と日下橋を結ぶ間を廃止しようとしています。今、役場庁舎を県海田庁舎跡地に建設を進めている中、瀬野川右岸と左岸を結ぶ道路網として庁舎を絡んだ道路網としては、新たに計画される大正矢野から、町道4号から新開蟹原線を日下橋まで回って、町を巡回するような道路網を構築する必要があるのではないのでしょうか。

新開蟹原線は特に瀬野川の両側をカバーしている、現在、変更案作成中の都市計画道路について、このような全体を見回して計画をされているのでしょうか。お聞きいたします。

次に、海田町の防災計画についてでございますが、海田町は東北、熊本大震災の影響で地震に対する防災計画を、最近はほとんどこれにつきっきりで作成されたように見えております。しかしながら、私は過去の例から考えて、海田町においては地震よりも水害に関することが必要と考えて、何度か質問をしてきたところでございます。

そこで今回、実際に起こったこの豪雨災害について、要点を絞って、反省事項についてのみお聞きします。

まず1点目で、避難者や被災者に対する備蓄の配布について問題はなかったんですか。特に、豪雨で道路が冠水している中、備蓄倉庫から避難所への配送についてはどうだったんですか。

2点目、災害協定に基づく支援物質の配送に問題は、本当になかったんですか。特に、広域でこのような状況が起こった中、たまたま広島市中心部から海田に関しての道路についてはさほど大きな影響はございませんでしたが、周りについては相当通行が不可能となっているケースが多くございました。そうした中、他の自治体も他の市町も被災を受けている中、海田町に対して十分なそういう協定が実施することができたのかどうか。

3点目、消防団の方は我が身を顧みず大変な活動をされたと思いますが、その方々に対する配慮はどうだったのでしょうか。また、各地から応援の消防や消防団、それ以外に警察、自衛隊等も来られておりますが、指示や対応は十分にきちんと伝わってできたのでしょうか。

4点目、豪雨の中、職員や消防団に指示を出し、町内各所に配置する際、瀬野川は完全に安全に渡ることができましたか。それについてお聞きします。職員が気持ちが悪いとか渡りにくいとかいう気持ちを持たずにすんなり渡れたのでしょうか。

5点目、豪雨の中、町内放送はほとんど聞こえませんでした。実際に私も外へ出て聞きました。何回も聞きに出ましたけれども、平生は私の家のところからは稲葉と町民センターのところで等距離ぐらいの両方が風向きによっては片方が聞こえたり、両方が聞こえたり、便利のいいとこだったんです。全くこれ、何か鳴っているぐらいしか、サイレンの音さえ、はっきり聞こえないぐらいの雨だったように思います。

そうした中で、エリアメール等なんか頼りだったんですが、大手3社以外の携帯、私これを持っています。ほとんど入ってきます。一番大事なそういうものに対してどのような避難勧告指示については考えておられたのか、これはあくまでも責めるのではなくて反省事項としてお聞きしていますので、実際のことを答えていただければと思います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。まず、都市計画道路の整備についての質問でございますが、現在、海田町全体での交通量の推計がおおむね完了し、この推計値を基に都市計画道路の見直し案における交通量を算出し、円滑な交通処理が可能な街路網が構築できるかの検証を行っています。御質問にあります新開蟹原線につきましては、平成24年4月の見直し方針を決定した際に廃止しておりました。今回の見直しも前回の廃止の方針を踏襲して進めてまいりたいと考えております。

続きまして、豪雨災害についての質問でございますが、1点目については備蓄倉庫から避難所への配布は途絶することはありませんでした。道路冠水による通行止め、洪

滞、これらに伴う迂回などにより、通常よりも搬送に時間が掛かっております。

2点目については、今回、食料品、飲料水などの調達に多くの協定企業から支援をいただいております。その中で、災害直後に物資調達を依頼した企業の中には、道路状況の悪化などにより、仕入れができないなどの理由で調達ができない企業もございました。しかし、本町の多くの企業と締結したことから、物資等調達に複数の選択企業があったこと、物資調達が事前の協定に基づき、電話一本でできたことなど、相対的に有効に機能したものと考えております。

3点目については、瀬野川の橋梁自体に崩落等はございませんでしたが、水位が上昇しており、安全に配慮しながら通行しておりました。また、監視カメラで監視をするとともに、パトロール班からの情報に留意し、連絡を取る体制を敷いておりました。

4点目については、エリアメールを受けない携帯電話もあること、携帯電話をお持ちでない方もいることから、海田町では固定電話に避難情報を直接電話するシステムを導入しております。携帯電話をお持ちでない方やメールを使用しない方などには登録をお願いしております。また、防災行政無線のほかに町内に広報車を巡回させるとともに、テレビ画面に表示されるLアラートを通じ、避難情報の伝達を行っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）まず、都市計画道路の問題ですが、平成24年に決められた、これも私も知っていますし、説明も受けさせていただきました。ところが、当時は庁舎は執行部としては駅前にする予定で準備されておりましたよね。当時はそうじゃなかったですか。これは間違いはないと思うんですが、どうですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）明確にここというのはなかったんですが、それを前提とした考えはしておりました。

○9番（宗像）考えじゃなくて、執行部はそうじゃないですか。議会の方がそうじゃないと言っただけで。今、変わった訳でしょう。当然、そしたら、道路形態も考えにやいけないんじゃないんですか。状況と変わってきてる訳でしょう、当時と。いいですか。

それと、そのときにはまだ大正矢野線ができる予定ではなかった訳でしょう。24年当時、大正矢野線が瀬野川を架橋するという話になっていましたか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）なっておりませんでした。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）全然、計画が、基が違っているじゃないですか。その場その場で変えていくのが本来の計画でしょう。海田町全体がどうなっているか、海田町を全体的に将来どうするか、それを決めるんが都市計画じゃないんですか。目先だけのこと、小手先にやるのが都市計画ですか。都市計画はどうなんですか、説明してください。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）現在、検討しております都市計画街路については、議員御指摘のとおり、全体を見渡してから検討をしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）これ、海田町の都市計画図を中心部だけコピーしたものです。これを見ていただければ分かる。海田町は国道2号、東広バイパス県道矢野海田、瀬野川、完全に東西方向が分断されているのは間違いないでしょう。これ、私が間違えていますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）御指摘のとおりでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）その中で、今回の24年当時の計画で、これを分断して横断する道路が、24年の廃止の計画ですよ。では、どこを残す予定だったんですか。縦にこれを横断さず、計画道路としては。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）瀬野川を渡るという点でございましたらば、山の手線、それから森畠西谷線、2線でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）山の手線、今回の計画で、都計変更されたときに、現実が都計変更になって、山の手線、これ平面通行にならないですね。理論的に。今回、役場のこの辺でおろす訳でしょう。理論的にできない訳でしょう。それに対して、山の手線高架で高い橋で今の元の計画でいけば、一貫田公園の方から橋を持ってって、町内横断ささないといけないじゃないですか。解消にならない訳でしょう。現計画で初めて平面で通る訳ですよ。どうなんですか。私の方が間違っていますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）お見込みのとおりでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）計画含んでそれを除いたら、あと何が残りますか。森島西谷線のこれも県道から渡るだけです、あなた方の計画では、案では。あと、新たにできるだろうという大正矢野、こういう地区はどういうふうな判断をするの。森島西谷線の橋を、新橋を架けるの、早く架けるならいいですよ。いつ架ける予定なんですか。今のところ、全く計画ないでしょう。10年後に架けますよ、20年後に架けますよとはっきり言い切れるんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）現在のところ、それを明言する状況にはございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）明言以上、もっと悪いでしょう。これ、県がやるか町がやるかまだ確定もしていない部分。新開蟹原線はもうやってきているんですよ。もう少しでしょう。なぜ、これを中心部の線として、こういう核の線として三つの線を造ろうとしないんですか。都市計画というのはそういうものじゃないんですか。いいですか。大正矢野線がここに入る。町道4号が通る。こう持ってきたら、どういう道路になりますか。見ても、これ、分かりませんか。全体から見れば、当然この大事なU字路になるのは間違いないでしょう。中店小学校線が、山の手線ができて開通したとしても、これは船越地区から矢野地区の方へ筒抜ける、はっきり言うて、31号を補完する道路ですよ。町の中を補完する道路じゃないですよ。それが頭に入っていますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）はい、入っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）入っておるんでは、町内を補完する道路をどういうふうに考えているんですか。全く考えていないと一緒じゃないですか。平成24年のときと現状では全く変わってきている訳でしょう、全体が。交通量が適正だからもういいや、海田町の都市計画なんかどうでもいいや、そういう考えしか聞こえないんですが、それについていかがですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）海田町の道路がどうでもいいやというような考えで、現在のいろいろな検討をしている訳ではございません。議員御指摘のように、その必要性、重要性和

いったことも念頭に入れながら、全体の交通網を構築していくというふうな考え方をしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）でも、交通量でやったんでしょう。そういう町長の答弁なんです。必要ない。それだけじゃないでしょうと。皆さん、これを見てもらったら分かると思うんですが、こういうU字の道路、絶対必要だと思うんじやが。執行部、これ、見て分かるでしょう。分かりませんか、分かりますか。それだけ聞きます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）必要があるから都市計画決定をしているというのは大前提にはございます。しかしながら、現在、社会情勢等を鑑みながら、この街路網でいいのかという検証をしておるということは御理解いただけたらと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）現在の街路網で検討しなきゃならん、検討しなきゃならんときに全体を見て、将来の海田町の展望を見たときにどういうことが必要か、それを考えれば、こうやって図面に落とせば一目瞭然じゃないですか。それと、平成24年のときに比べて、全く状況が変わってきている訳でしょう、全体が。当時はなかった大正矢野が瀬野川に架橋される、2車線の道路にすると県が約束してくれとる。でも、これが出来上がるのはあれでしょう。連立の、県の説明だと、府中やって、それから後、海田でしょう。いつのことですか。早くても10年は絶対来ないですよ。それが終わるいうたら20年先じゃないですか。私は生きとるかどうかわからんぐらい。

そうして見れば、新開蟹原線延伸は極端に言えば町の考えで、ストレートにできるじゃないですか。全体を考えたらそうじゃないんですか。町長、都市計画そういうものは将来的ないろんなものを考えてやるのが都市計画じゃないんですか。どう思われますか。トップとしてお聞きしたい。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）現状のニーズを含めて、交通量等も含めて、そういった中で精査していくものと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）今回、災害が起こった、そうした中で新しくできた道路、必ず道路は今までの道路は高くなる、そういう面で冠水が少なかったんじゃないか。それも含めれば、当

然ここで一番重要な、しょっちゅう横幹線が冠水する道路に対して、そういうものを整備していくのは必要事項と思います。これ以上言ってもどうせ答弁を変える気はないでしょうし、あまりそれ以上言いません。

まだもう1点、昨日の、直接関係ないですが、関係あるものとして、これは苦言として言わせていただきたい。大高下議員の質問に対して大正矢野線に絡んで質問させていただきますが、企画課、9月広報印刷に掛かったのはいつからですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）正確に日時は覚えておりませんが、1週間程度前だったと記憶しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）昨日、大高下議員が説明会の案内が広報かいたより、もっと前に情報開示ができたんじゃないかと聞いたときに、30日に県がプレスするから、31日かな、プレスするから議員に通知を出した。今まで庁舎の問題にしても連立の問題にしても、県が言えば素早く情報提示するというのは、あなた方が言ってきた言葉です。きちんとそれは早く提示すべき案件じゃなかったのか。今言われたように、1週間前にはもう広報に原稿が載つとる訳でしょう。今、企画課長、そう答えましたよね。ただ、その時点でもう原稿が載つとるということは1週間前に分かっておった訳でしょう。

これは答弁要らないです。苦言として呈しているので、情報を早く提示するよう、隠さずに。県がプレスしたから、じゃ、広報はそのまま出てたら、県がプレスしとらんかったら、情報が広報に先に回ったということになりますよね。そういうことのないよう、答弁も県がプレスしたからではなくて、情報を皆に開示する関係があるで、そういう説明をすればここまで思わなかったんです。これは直接のあれじゃないので、苦言として呈しておきます。

次に、災害の問題です。僕が質問した3点目については、あえて今回は取り下げてもらうような格好になると思います。申し訳ありませんでした。

まず1点目、実際に消防団からお聞きした話ですが、国信の備蓄倉庫から出そうとしたら、冠水して出さずに出せなかった。これは当初、僕が備蓄倉庫ができるときに、冠水したときにどうするんですかと聞いたら、ある職員さんがボートで出しますとおっしゃられたと思います。今回はそのボートを用意されて、ボートで引っ張って出されたんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）車両にて輸送しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）その冠水している間、どうやって出したんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）冠水して、そこが完全にとまっているときには、輸送は途絶しておりました。迂回路があるところについては迂回路を使って輸送しておりました。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）これも反省事項じゃろうと思うんですよ。実際に見て、僕も警告していた。それについて、いや、備蓄倉庫大丈夫ですよ。実際にはそれがある一部分機能しなかったと。教育委員会にもそのときにお聞きしたんですが、空き教室ありますかと言うたら、教育委員会は空き教室ないと。空き教室はないけども、教室は空いてると。だから、各避難所に対して少しずつでもいいから備蓄品を、今後、そういうものを検討することが必要だと思います。これは反省事項としてやっていただきたい。

それから、災害協定に基づく、これについては十分機能したと理解してよろしいんですね。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町長答弁にもございましたように、一部企業におきまして被災をしたであるとか、そもそもあの雨の中、仕入れができなくてこちらが要求する数量が難しいというものもございました。ただ、たくさんの企業と結んでおりましたので、選択肢がたくさんあったということと、あと、一番発災直後事務が少し煩雑になっているところに、当初の取り決めに基づいて、いわゆる電話一本で物資が調達できたということにとっては、こちらとしては非常に、事務手続を省くという言い方が正しいかどうかは別として、非常に有効であったというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）次に、瀬野川の件、これは実際、消防団にも聞いたし、職員のある一部から、何人からもお聞きしたんです。怖い。当然、小さな橋は渡りにくい。だから、これも先ほど言った新開蟹原線に絡んでくる。きちんとしたそういう大事な橋に対して、大事な道路を造っていく、それで一つは災害時の交通を確保する。これは絶対必要だと思う。もっともっと都市整備課の方としては計画も考える必要があると、私は思いますが、

これについては先に質問で、これ以上言いませんが、実際に渡る橋がどうですか、多かったですか、少なかった。どうだったですか、本当にそこらの話は実際に現場の話聞いていますか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）当然、役場から町の福祉センターであるとか国信ですとか行く場合には、当然、橋を渡らなければいけません。大雨が強くなってきた7時から8時、6時から8時の間、戻ってきた職員から話を聞きますと、橋の橋梁に水が当たって、すぐ目の前まで水が来ていた。簡単に言うと、非常に怖かったというような話も聞きました。そういう話を聞きましたので、監視カメラで監視するとともに、定期的な職員の身の安全ということで報告をさせていたところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）このように、実際それが起こったときに、放っておいて救助に行かんという訳にいかないし、出にゃいけない、そのジレンマは確かにあると思う。そうした意味で、先ほどの話に戻ってくるんですが、基幹道路、基幹の橋、絶対に必要だ、それを考えずに都市計画すること自体が間違っている。これも先ほど言ったんだけど、苦言を呈して終わっておきます。

最後に5番目、実際にJアラートの関係は入ってくるんですが、それ以外のは全く入らない。周りにそういうものが入ってくるのは、片方はばんばんばん鳴ってる、私の方は全然入ってこない。つまり、それらに対しての、実際、特に今、若い者なんかというのは格安SIMを使う。私もそれを使っているんですが、それは入ってこない。こういう問題がある。実際、こういうのを使っていますよとおっしゃっている割には、それが効果がなさない部分がある。だんだんだんだん今これから増えてくると思うんですよ。今は1割程度かな、10パーセント程度の、これ2割、3割増えてくる。

来年度から今度はスマホが中古になったら解除しなきゃならん関係もあって、安いのが何ぼでも手に入ればそうなる可能性があるんで、出てくるので、その辺の対策を今後練る必要がある。

また、もう一つ、この中で町内放送の関係で、昨日、富永議員からありました防災ラジオ、今の防災ラジオというのはスイッチさえ入れておけば自動的に放送が入ったらぼーんと立ち上がるようにしてあります。アナログのために、ノイズをすごく拾う。途中でそれが立ち上がってきて、もう面倒くさいから、実際に今の防災ラジオを持っていな

がらスイッチを切っとる人間が多いはずなんです。効果をなしていない。聞こえんから  
いうので、聞こえないところには防災ラジオは確か無償で置いたりするところもあると  
思うんですが、実際にはノイズが入り出したら面倒くさいもんだから、ラジオをつけと  
ればいいんですね。ラジオを聞いていたら、ラジオがぼーんと切りかわるので、ノイズ  
がないんですけれども、防災のとこだけにしとると、ものすごくノイズが入って、こん  
なん聞いちゃおれんわね。

デジタルにしたらこれがなくなると思うんですが、ノイズがそのときどうなんでしょ  
うか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）議員、おっしゃるように、アナログの防災ラジオは立ち上がる  
ときに、ガーピィガーピィ音がします。生活安全課にもデジタルの受信機とアナログの  
ものを両方置いております。デジタルについてはクリアな音で立ち上がります。ただ、ク  
リアとまでいかないんですけど、起動はしますけどもアナログラジオのようにガーピィ  
ガーピィはしません。

ただ、値段がやはり違います。デジタルの受信機は非常に高うございます。アナログ  
の防災行政ラジオは買う個数にもよりますけども、8,000円台から9,000円台で購入でき  
ますので、町民さんに広く配布するためにアナログの方で今回町の方は用意させていた  
だいております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）おっしゃること分かるんです。実際に僕も使ってみて、そう思う。アナロ  
グは立ち上がるときにガーピィガーピィだけじゃなくて、それ以外の全然関係ないとき  
でも変なノイズをひらってくる。ちょうどその周波数に近いところのもんがあれば立  
ち上がってしまう。そういう欠点がありますよね。だから、どうしても切ってしまう。  
立ち上がるときにガーピィガーピィじゃない、その辺を。

今後、今たちまちどうしろというもんじゃろうと思う。デジタルにすると、多分、4  
倍も5倍も単価が上がるんじゃないかと思います。それだと、例えば5倍とすれば5万  
円、そういうものをどうやって負担して出していくかの問題がついてまわるだろうと思  
う。

やっぱり、今後今からアナログじゃなくてデジタルの時代になってくる中で、当然、  
機械も安くなってくるでしょうし、今後そういうものを整備して検討して、極端に言う

たら、役場からデジタルだったらマンションなんかがあればその後ろ入らなくなったりするケースあるので、無線設備等の拡充もしてこなきゃいけないと思うので、その辺も踏まえて今後の検討課題にすべき案件だと、今回の災害を見てそう思ったのですが、今後の検討課題にさせていただけるかどうかお願いしたいと思います。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）確かにデジタルの方が確実に伝達ができるものと思いますが、ただ随分と価格差というものもございます。ただ価格が高いから駄目というのではなく、やはり確実に伝達できる、避難情報等が伝達できることも必要だろうと思いますので、そこは今後の検討課題とさせていただきます。いろんな研究をしてみたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）別に今導入せえという訳でなくて、必ずこれ検討としてやっていく必要があると思いますので、検討課題にさせていただき、先ほどの都市計画の分についても全体を見回してきちんと町民の将来、海田町のことを考えながら、職員は行動していただきたいということを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、危険渓流についてということでお尋ねをいたします。昨年6月にこの件についてお尋ねをしておりますが、大変な大災害が発生しました。この災害復旧は急がねばならないことは言うまでもありませんが、ただ単に現状復旧だけでは能がないのではないかと思います。砂防ダムの設置がまず先決急務であるとともに、特に今回の浸水箇所、地区を大きく見ると、橋梁の高さ、いわゆるHWLプラス1,000ということに多くの問題があったように思います。今言いました1メートルの決定といいますか、橋の造りをどのように考えておられるかということでもあります。今後、この橋梁の改良をどうするのか、どのようにしていくのか、いわゆるプラス1メー

トルということでもあります。

二つ目には、2度あるいは3度、この災害が同じ場所で発生しております。なぜ、過去の教訓が活かされないのか、今後もこの地区において更に次の災害が発生すると思います。この対策はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

更に、宅地や農地の浸水の箇所を見ると、特に橋の直近上流に段落ちがあることです。この段は少なくとも10メートル以上、上流で段落ちにしないと流木等がすぐに橋に掛かり、災害の原因になっていると思います。この改良策はどのように考えておられるのかお尋ねをします。

前日も申し上げておりますが、県の危険渓流指定をそのまま受けるのでは駄目である。せっかく団地や宅地を新しく造成しても家が建てられない。また、昔から、何十年も前からある家がこの危険渓流指定によって、昔からの家の建て替えができない。だから、この危険渓流をどのようにすれば安全なのか、その方策を県に要望すべきであると尋ねておりますが、明確な答弁、方策が返っておりません。

再度、お尋ねいたしますが、県に対し、どのようなことをお願いしておるのか、その危険渓流の対策のことです。また、冒頭申し上げておりましたが、この2度、3度の災害発生地区の対策はどのようにするのか。前日も言うておりますが、県の指定だけでは災害は防げないのであります。今後、海田町に本当に住んで良かった、住み良い町だと言われることの施策を問うものであります。

最後に、今後の災害で宅地や農地に流れ込んだ土砂の撤去はどのようにするのかをお尋ねいたします。

次に、避難の伝達の仕方についてということでお尋ねをいたします。今回の災害で避難の呼び掛けの言葉がありましたが、避難勧告、避難指示では非常に分かりにくい。全員協議会でも申し上げましたが、その呼び掛けは避難の準備をしてくださいとか、避難に時間の掛かる方は避難を開始してくださいとか、その呼び掛けの言葉を住民に分かりやすい言い方で、海田町独自の呼び掛け、言葉を作る必要があるのではないかとということでもあります。また、更には必要以上に危険をあおり、再三再四の避難呼び掛けは一考を要するのではないかとということでもあります。これについて、町長はどのようにお考えをお尋ねします。

最後に、安全対策についてということでお尋ねをいたします。先の議会でもお尋ねしておりますが、住みよいまちづくりということで、駐車禁止区域の設定等を求めています。

ますが、その後の進捗状況及び日ごろの見回り等、どのようにされておるのかお尋ねをいたします。

更には、その違反者といえますか、車の不法駐車と見られる方に対し、どのような呼び掛けをされたのか、現況調査をどの程度までやっておられるのかということをお尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。まず、危険激流についての質問でございますが、1点目については、橋梁の高さについては既存の橋梁を改良することは困難ですが、今後新たに架け替えられる橋梁については、砂防法による基準を満たす必要があります、改善されると考えております。

2点目については、今後の災害防止対策としましては、災害復旧に当たり、今回の被災原因を分析し、これに耐える構造で施設を復旧する方針としております。

3点目につきましては、橋梁と段落ちの位置につきましては、災害復旧設計において、これについても同様に検討をしております。

4点目については、広島県に対する要望につきましては、砂防堰堤の早期整備と災害復旧に当たっては被災箇所と未被災箇所を合せて、被災原因に耐える施設として一体で復旧していただけるよう要望しており、今後も引き続き要望をしております。

5点目については、宅地、農地に流れ込んだ土砂の撤去につきましては、海田町の支援として民有地内堆積土砂排除制度及び農地内堆積土砂排除制度を創設し、土砂撤去に取り組んでおります。

続きまして、避難の伝達の仕方についての質問でございますが、1点目については、現在使用している避難情報の名称は内閣府が定めた全国統一の用語であり、報道機関や他の自治体でも統一して使用しており、海田町だけの独自の名称を使用することは、受け取った住民にかえって混乱を招くことが予想されるため、引き続き、現在の名称を使用いたします。

避難情報の意味が分からないとの御指摘に対しては、避難勧告等を住民に伝達する場合の伝達文は今回の豪雨災害を教訓とし、緊急度の高まりを分かりやすくするとともに、発令した情報と取るべき行動が理解できる文面に改善するよう検討をしております。

2点目については、気象状況や土砂災害危険度の高まりなどに応じて、繰り返し呼び掛けを行うことがありますが、危機感を高める避難行動を促すためでございますので、

御理解いただきたいと思います。

続きまして、安全対策についての質問でございますが、議員御指摘の箇所については、議会後の6月初旬に現地確認を行いました。車両等がはみ出している状態ではなかった。声を掛けることはできませんでしたが、6月の半ばに見回ると、車両が道路上にはみ出していたので、職員が店舗に赴き道路上にはみ出している車両がないようにすること、道路上で車両の修理等をしないことなどを注意したところでございます。その後、少し期間が空いておりますが、8月下旬に見回りをしたところ、車両がはみ出しておりましたので、再度、注意したところでございます。今後も定期的に訪問し、指導してまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）いくつか再度お尋ねをいたします。まず、この危険渓流ということの中で、いくつか既存の橋梁を直すことは無理であると、こういうお答えのようですが、全く次元が低いんじゃないか。今のままだと、先ほども言いましたが、また災害も起きるんよね。同じとこで2度、3度起きとるんじゃないかと、今言うたところですが。

にも関わらず、その橋を直さない、道路、河川を改良しない、全く次元が低い話じゃないか。これはどういうことかという、町長もいろいろ、私は直接お会いしておりませんが、軽トラックでヘルメットかぶって現地を見て回られた、決まって流木と土石の堆積したところが橋とか、先ほども言いましたHWLプラス1,000、これにならないところが浸かっておるといふか、そういう災害が起きとる。

この間の全員協議会でも言いましたがね。水が橋に引っ掛かって溢れとるんじゃから、中には笑うとる人がおる。流木は引っ掛かるけども、水が橋に引っ掛かるか。事実、川底が上がっておるのでそういうことが起きとるんよね。

だから、今言われたこの橋梁の改良することは困難である。ということは、今後もまた本町において災害が起きることを容認しとることになるんじゃないか。特に今回、固執をするのは、畑賀川、町道137号線、ここ、もちろんまだ言いたいことありますが、取りあえずこれは本当に町長、真面目に、今取りあえずは、まだ言いたいことが一杯あるんじゃが、橋梁の改良、まず本当にやる気はないのか。一つずつでも何かやっていく必要があるんじゃないかと。まず、これについてどう考えるか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）既設の橋梁で、今回被災していないものにつきましては、早急の対応

というのは困難であると考えております。ただ、河川を復旧設計する中で、そういった再度災害の防止というところが図れるものについては、設計の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）その設計の考え、まず二、三か所振り返ってみてください。三迫三丁目、先ほども出ておりました奥之谷かいの、何でもいいわ、畝、これが全部河川のあれを蓋しとる、いわゆる暗渠にしとるんよ。開渠を。そのところが一番災害が大きくなるとる。いわゆる春日大社の下、あつこに川があるというのは極端に言うたら、知つとる人はおらんのじゃないか思うんよ。お宮の参道の途中からか、散髪屋のそこ向いて、どこに川があるんじゃないか、蓋してしもうとって川が見えん。

ここの奥之谷川でも同じこと、上流に行けば川があるけども、役場の横の方かそこら行ったら、川が無ようなとる。もう川に蓋をするなんというんは次元の低い話でね、これを改良せん、考えてとらん、難しい。さっきも言ったように、また、災害が起きることを容認しとるようなことになるじゃないかと。

そこで、抜本的に三迫三丁目も同じ、137号ということで限定していますがね、いわゆる町道6号と137号の合流点、これは川の真ん中にまた仕切りがあるんよ。橋の下で合流させとる。ということは橋の下を絞つとることになる訳よ。橋に水が引っ掛かるいうとるんのは、さっきも言うたように、笑う人がおるが、水さえ引っ掛かるのにごみ、流木が流れてくれば、なお更引っ掛かる。

ところで、まず第1点目、そういうことで今言うた3か所、少なくとも、町道137号と6号の交差点の橋、そして今の奥之谷川から流れ出る川、春日大社のところの川、これを抜本的に改良というかやらないと、また起きる。

これ、三迫もわしの知る範囲では、今回の災害が3度目、春日大社に至っては2度目、奥之谷川は知らんけどもね。三迫は3回目じゃ言うたら、あれは4回目よと言うた人もおった。だから、今言うたように、抜本的に一つずつ変えていく必要があると思うんよ。

それから、川の上に跳ね出しを造って、これも137、突っ張りをしとる、またごみが引っ掛かる。ここの水深というか、川の深さ、水の深さじゃないんよ。60センチもないんよ。そこへ50センチの大きな太い60センチもあるような原木が流れてきたのが引っ掛かるのは当たり前、足し算引き算、幼稚園の子でもできる。だから、もうちょっとこういうのを、この間も出とった、駄目じゃないか、復旧じゃ。復興というものを考えて

抜本的に考えろということやったが、今言いました特にこの3か所について、改良というんか、その復興をどのように考えるかお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）奥之谷川につきましては、先ほども答弁をさせていただいたとおり、今回の災害原因を検討した上で対策の方は検討してまいりたいと思っております。

奥之谷川、楠木谷川につきましては、住宅が隣接しているということで、そういった生活の利便性と再度災害の防止、そういった部分も含めて検討する必要があるかと考えております。楠木谷川につきましては、今後、砂防堰堤の整備が予定されておりますので、それらの計画との整合を図った上での検討をさせていただきたいと考えております。

最後に、町道137号線の張り出し車道につきましては、車道部を、張り出し車道の老朽化が進んでおりますので、あれを除却して整備するという計画が既にございますので、それらとも照らし合わせながら、災害復旧の設計も検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）その検討じゃが、やっぱり急がにゃならんと思ってね。それで、今の言うた役場の前と言うた方がええのか、奥之谷川と言うた方がいいんか、春日大社、この暗渠の対策、住宅があるというのは分かるとるんじゃけども、これを何とかしないと。

今言ったこの暗渠の部分は、次の災害、2度目の災害、3度目の災害、これを防止するいうたら、今のままではできんと思うんよ。だから、当然、立ち退き、あるいは川の拡幅、いろいろ出てくると思うが、この抜本策、何か考えとるんか。それとも今から考えるんか。それともさっきの橋梁と一緒にやる気がないというんか、無理だというんか。その辺はどうなの。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）繰り返しになりますけれども、奥之谷川については今回の被災原因を調査研究した上で、それに必要な改善というのは当然検討してまいりたいと考えております。楠木谷川につきましては、砂防堰堤の整備が予定されておりますので、それらの計画との整合も図りつつ、必要なものは検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）これ、しっかりやらないとね。それから、さっきの橋梁の直近での段落ち、こういうのも検討するのは分かる。

ところが、今言うた137にしても川の幅が1メートルぐらいしかない、水深というか川の深さが60センチぐらいしかない。そこへ今言うたように、60センチも70センチも例の原木が流れてくる。これは駄目なので、一つの提案だけでも、この際、今言うた6号の付け根からどこまで行けるのか別にして、ここにまた西ノ谷川の支流というのか、そこに砂防ダムの建設要望なんかも出とるわけで、この工事をやらにゃいかん。

今の道路では車が入らないということで、その6号との付け根から休耕田、耕作しておられる人もある、米を作って、やっておられる人もあるけども、この田んぼを買収するなり、無償提供、次の災害が起きないためにお願いするなりして、少なくとも6メートル幅ぐらいの道路にして、町の将来のために、緊急時も含めて、川の幅も少なくとも2メートルぐらいの深さにとらにゃいかん、幅もそれぐらいはとる必要がある。

特に136号、200メートルぐらい上流の間が6号からの付け根から非常に狭い、上流の方が広うて、いわゆる今言うた6号からの上が狭い。上流よりも下流の方が川が狭い。それを今からゆっくり検討しておるようなことやったら駄目だけでも、今言ったようにここを用地、ただでもらえるか、買収するかどうかじゃが、今言ったように少なくとも幅2メートル、深さも2メートル以上、段落ちはさっきも言ったように橋の上流、少なくとも10メートルぐらい上流でやらないと流木が流れていかん。

今回も私の見た目では、長いのは十七、八メートル、20メートル近い原木が流れとる。橋のすぐ3メートル上で段落ちになったんでは、いわゆる天秤、振り子みたいにならんから、流木が流れていかん。17メートルのものが流れてきても、10メートル上流で段落ちにしておくと、天秤でひとりで橋の下をうまいこと潜って行ってくれるんじゃないかということなので、その辺の特に、長うなったけど、37号、川幅の拡幅、道路の拡幅、こういうことについてどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）災害の復旧に当たりましては、今回の被災原因を調査検討した上で、再度災害の防止を図る復旧を行うという方針に立っておりますので、今、議員御指摘の点も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）その検討の時間が大変なんだけども、早くやらないと、テレビ、ラジオ

では100年に1度とか50年に1度とか言うとするが、実質は2、3年前に岡山でいわゆる堰止湖というんか、堰止めダムができた、去年、一昨年は九州北部やら、極端には毎年起きとるんや。5年前は沼田川で。場所は違うけども、災害は100年に1回ではない、毎年起きとる。

だから、この今の三迫やらここらでは、また、明日の日も分からん。明日は天気予報で情報はないけども、ただただ県にお願いしておるということじゃ駄目なので、もっとこうやってやります、町長、9月3日だけじゃなしに、毎日行きんさいや。それぐらいね、そのために副町長おって、留守番してくれるから、その辺のもっと急いでやるという考えはどうなんか、その辺もう1回、再度確認したい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）一日も早い復旧復興というのは、町民皆さんの希望だと思っております。できるだけ早く復旧できるように、今後も一生懸命努力してまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ちょっと確認ですが、最後の、農地、この土砂の排除、何とか法じゃどうじゃ言うたが、これはその制度を今から新しく作るという意味なのか、これはどういうことなのか、この辺の説明をもうちょっと詳しく願いたい。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）農地内の土砂撤去につきましては、8月17日から制度がスタートしておるものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）その中身をかいつまんで分かりやすく、例えば、今まで聞いておった中では、休耕田はやらないとか、耕作地はやるとか何とかいうのを一部聞いとるんだけど、もうちょっとはっきり、その中身は宅地も含めてもあるけども、今特に、ここでお尋ねしとるのは、農地、これについてのそういう休耕田、耕作地を含めて、どういう制度、例えば負担割合をどういうふうにするとかいうことを含めての説明を願いたい。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず最初に、負担につきましては町が全額持つというものでございます。それから、対象者につきましては、耕作若しくは適正な維持管理ができています農地ということでございます。休耕田、耕作していない農地は対象とはなりません、耕作の意思が確認できた場合、これは誓約書を提出していただくこととなりますが、その

場合は町がやるというような制度となっております。

それから、撤去するものは泥土、砂礫、岩石及び樹木、これが対象となっております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）実は何が言いたかったかという、今言うた休耕田、場合によってはもう地元におられない、そういうことで再度耕作する確約が取れなかったらやらないというのは、結論は、そこを言いたかった訳よ。

そのままほっとくと、海田町のあっちこちに荒地がぼんぼんできてきて、もうゴーストタウンじゃないけども、そういう町になっているが、町のあっちこちに草ぼうぼう、あるいは雑木が生えた、そんなとこができるんじゃないかということも懸念するので、そういうことが起きないためにも、本音は言いたかったのは、それを言うために先ほどの前置きをしとるんじゃがね。その辺についてどうなんかということ。

要するに、作る人は東京か大阪か知らんよ、海田におらん。それで、定年になったら20年先には戻ってきて、ちょっと家庭菜園でもやりたいな、でも、今はできない、20年先の話をしよるんじゃがの。ところが、20年先に帰ってきてみたら、杉の木は生えとるわ、松の木は生えとるわ、草は2メートルぐらいの高さになつとる、とても再度耕作しよう思うたらできん。あげくの果ては石ごろごろ。それじゃあ困るので、どうなんかのということ言うので、その辺の考えはどうなんですか。

やっぱり、一筆取らにやらんよ、本音はここを言いたい訳よ。そうであっても、やっぱりぴしゃっとやってあげて、いつでも耕作できるような状態にしとくべきじゃなからうかと、こういうことなんだが、どう考えているか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）個々の事情はあるかと思いますが、ここでは農地という言葉の定義の中から、耕作をしている、肥培管理ができていうところで線を引かせていただきました。その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）やる気のない者にやれ言うてもどうもならんが、これは一考を要するんじゃないかと思う。

次に、この避難の呼び掛けは、国のあれで指示だ、何だ、勧告、分かりにくいから、国の指針に従うんだと、どっちがいいのかどうかはわしは分からんけども、やっぱりそ

れが勧告であっても、勧告いうたら、何かいの、意味が分からんということで、今のまま維持するんじやと、それよりもどうかな、ぼちぼち準備してくださいとか、何か言いようがあるんじゃないかと。

そこで、ちょっと正確な情報じゃないかも分からんが、三重県か奈良県か和歌山県か知らんよう。どこかその辺に紀宝町というのが私の記憶じゃ。ちょっとそれを調べてもらいたい。ここで、災害発生を逆算しとる、想定して。今頃、天気予報は、NHKのテレビ、値切って買うたらうそ言うかも分からんが、大体、1週間ぐらい前から台風の進路予想をしておる。

この紀宝町では逆算して、最大3日前、チャンスがあったら勉強してもらいたいと思うが、3日前から準備を始めるといふんですね。12時間前に自主避難をする、こう言うとる。それで、特に、そういう避難に準備、長時間要する、こういう人は、6時間前に避難完了と言ふとるんよね。

もう一つやっとするのは、さっきもちょっと言うたけど、ただいたずらに呼び掛けるだけでは駄目だよ、こういうとこで言うたと思うが、ここではそういう面、うちでは小学校区、ここに避難してくれ、あまりにもエリアが広いため、動線が長なるとる。三迫三丁目の人が海田小学校まで行くとか、ひまわりプラザに行くとか、動線が非常に長い。このために二次災害が起きたりしとる。

それでここでは、地区にそういう世話人、せいぜい10世帯ぐらいずつの単位を決めて、その範囲で避難をやっとするように聞いとる。情報は定かでないので、そのために勉強してくれ、確認してくれ言ふとるんじやがね。だから、それが非常にいいものであるとすれば、うちとしてもやっぱり近所に、こまい単位で、今言うた各地区に10世帯ぐらい単位で、その場所で避難できるような、何かそういうことを考える気はないか、ここで今言うたその正確なら紀宝町、間違とつても紀宝町なんだけども、こういうところを勉強する気はないかと、この辺をちょっと尋ねてみたい。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今、議員がおっしゃられた紀宝町、私は知りませんでした。議会が終わったら、しっかり勉強させていただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）その辺はちょっと勉強してほしいと思うが、その件はそれでいいとして、先ほど言うのを忘れておったんじやけども、その災害の件の復旧ということで、これ、

全員協議会でも言うたが、あれから1週間、30日やったね、8月30日に全員協議会。町内にそういう建設機械を持った人、あるいはそういう町に指名を出しておる業者、いくらか遊んどる人もおる。先ほどの質問にも出とったが、1か月も経ってから業者に要請したって、よその仕事をしとるからとれんじゃないかと、海田町には指名を受けながら、そういう業者が何社かおる。急ぎ復旧をするためにはお願いをするべきであろうと思うが、使われない理由は何なんですか。その辺を確認したい。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）災害復旧に当たりまして、協力していただける業者の確保は非常に重要な課題と認識しております。原則として、登録業者の中から契約をする原則がありますので、その登録については通常であれば、2年に1度、あるいは定期的な更新のところです。災害については臨機応変に随時登録受付をして、関係業者の確保に努めているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）答弁が合うとらん。そういう業者おりながら使うとらんと言う。個人的には言わないけども、承知しとるんかしとらんのか、ほんじゃ。全員協議会では言うたかな、個人的には言うたかな。分かってないんなら名前を出してもいいんじゃないけども、使うとらん理由は何かというとらんや。登録、原則はそうかもしらん、そういう業者があれば使ういうても使うてないじゃない。2か月になるんよ、災害が発生してからね。未だにそういうごみいうんか、土砂の撤去が終わってないところあるにも関わらず、そういう業者がいるにも関わらず使わん。でも使います、言うこととやっておることが違うじゃないか。再度答弁を。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）具体的にそういう業者を把握しているかというところについては、個別の案件までは把握できていないところではございますが、関係課についても、登録はないけどそういった意欲のある業者等がおれば個別に随時登録を受け付けしておりますので、そういった周知を併せて協力をお願いをしているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）言うことの意味がよう分からん、はっきり言ってね。そういうことなら、それなりにまた、あと個別に言うが、本当はここで聞きたいが、町長、そういう業者がおる、さっきも言うたが代弁者の話としては、そういう業者がありながら使わんいうの

は、音楽でいうオーケストラの指揮者、指揮のタクトの振り方が悪いんじゃないか。あんなの周りの人はね、オーケストラに例えれば、ピアノ弾く人やバイオリン弾く人や、いろいろそういう人なん。指揮者は全部のオーケストラ、ドラムもできりゃあピアノもバイオリンもできるとは思わん。ただ、そこはもっと軽やかに弾けとか強く弾けとか指示するのがタクト振りの仕事なんよ。今、わしが言うとするのは、そういう業者がありながら使わんというのは、タクト振りが悪いんじゃないか。どうなんか、そこら、承知しておるかしていないか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）そういう意欲のある業者がおられる場合は、登録をしっかりとっていきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）よう話がどうも合わんけん、もう言わんけども、登録していきたくないじゃなしに、登録しとるんじゃと言うとるじゃん。にも関わらず、使わんというのはどういうことか。意味が分からん。どうも答弁とわしの聞いとることは合わん。後、行くよ、そうやったら、個別に話をしよう。そうせんとここではどうにもならん。

○議長（桑原）緊急時に登録してある、してないじゃなくて、業者が余っとるに関わらず、2か月経って、業者がいなくて、まだそのままにしてあるところがあるけど、これについては、業者に対するその認識はどうなのかという問いなんですよ。それに対して答えていただければ。財政課長。

○財政課長（吉本）建設業の従事に当たっては当然建設業法上の許可と一定の条件はございますので、そういう資格を満たしている業者については、随時登録をして災害復旧に当たっていきたくて考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それはええわ。今は何ぼか知らんが、昔26業種、今、登録があるのかなとか、それでできんのであったら下請でもええんじゃ。やる方、何ぼでもあるんじゃ。それにも関わらず、だから、町民の親身になっとらんいうことや、あんたらのやっとなることは。もっと本気でやってくれんと困るよ。

その続きが最後の安全対策ということで言うが、町長の答弁を聞いたら何、わしの耳が悪いんかどうか根性が悪いんかわしは分からんけど、2回ほど注意しとるように聞こえる。2回、3回じゃないだろう。これを前回言うたときには、ある程度、定期でもい

いし、ランダムでもいいよ、ちょこちょこ見て回ってくれとってお願いしとるんじゃ。それが頭にあるのかないのか、どうなんか、その辺は。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）6月には御指摘いただきまして、職員の方、定期的に見回りをして、出たときには注意をしまりました。災害を言い訳にするのはいけんとは思いますが、7月に入ってからそちらの方にパトロールとか注意に行くということが目が離れておりました。そういう訳で、また今回質問を受けまして、8月注意をして、また9月の頭にも見に行っております。引き続き、定期的パトロールするから、そこでまた違法駐車等あれば訪問して注意をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）過去にも何回か言うてるが、その場限りの答弁はやめてくれの。うその答弁。何とかしてその場を逃れていこう、いわゆる責任逃れ、自己弁護、そのような馬鹿な答弁なら要らん。先ほど言うたように、耳が悪いんかどうかしらんが、2度ほど行って注意したとか、3度でもいいよ、4度でもいいよ。少なくとも6月にこの件を言うてから、日にちは違うかも分からん、約90日あるんよ。その間で2回や3回、災害で見回りするんやったら、もうそれだけでも災害から2か月、60日たつとるんだよ。2日に1回行って30回回れるはずよ。それを3回ぐらい。それで注意した。その結果はどのように認識しておるか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）少しイタチごっごのところもあるかと思ひます。ただ、町長答弁にもございましたように、ないときもある、行ったときにあればそのときに注意といひますか、声を掛けるということで、少しイタチごっごのところは続いておひますけれども、粘り強く訪問して注意指導していきたくて思ひます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ないときもある、こういうの、今言ったように、うその答弁をやめてくれと言うてるんや。前回、こういうことを言うてるんです。耳にあるかないか知らんよ。駐車スペース、車の長さ、例えば車が3メートルあれば、駐車場のスペースが長さだけで言うよ、幅は別の話だよ。2メートル90センチだよ、駐車場のスペース。車の長さが3メートル、これで収まるとるんかどうかということ、前回言うてるはずよ。耳にあるかないか。承知しておるかしてないかどうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）承知しております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それについて、今の数字だけで言うと、10センチ、要するに道路にはみ出ていると、こういうことになる訳よの。それはどうなんか。わしの言う、駐車違反とか、道路の通行とか、それに支障、障害になるというふうにはわしは認識している。あんたらは、それをどのように認識するか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）道路上に出ている以上、それは支障だというふうには考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、それを強く言うとするのが、見に行ったというのはいそじゃ言う。ずっと止まったままじゃないか。いかにいいかげんな仕事をしておるか、わしのお話を無視して聞いとるかということよ。わしや、隣におるのか、毎日のように通ると。どこやらに、畑賀川の土砂の撤去の話もあったけど、そういうその答弁をしちゃいかんよ。わしはよっぽど目が悪いけども、3メートルと2メートル90ぐらいは、わしは分かるよ。もと土建、建築しとったからね。少々のもは寸法は目で見ても、ほぼ5メートルの長さじゃ、4メートルの長さじゃ、もう職人は1メートル、2メートル、3メートル、4メートルという、寸法の部材は毎日見とるんじゃ、職人はの。ここしばらくはやってないけども。

だから、それがはみ出るとか出とらんか、実は昨日もある人に見てもろうた、どうなるとるんだ、その人がびっくりして。わしは参考までに見ておいてくれと、いつもこうなんよ。だから、町長、この答弁書をあなたが書いたんじゃないとは思うけど、これはなっとらんよ、でたらめの答弁よ。いつもこういうことを言うて来た、過去。いいかげんなその場逃れのことをしてくれるな。

うそと思われるなら、議長、休憩してくれてもいいよ。今言って、10分間、往復すりゃ、行ってくるよ、10分もあつたら。確認してきてほしい。わしがうそを言うとか、あんたらがうそを言うとか。議長、どうか、10分間休憩するの。それはうそじゃけども、そこまで言わんがあんたら遊んどる。親身になってない。

それで、このときに何を言うたかという、駐禁の札を立ててくれ言うた。覚えてい

るか覚えていないか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）覚えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それで、これは公安委員会の仕事になると思うが、どのような交渉をとるか。これは言い出してから2年になるんだね。その2年間の経緯を説明してくれ。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）2年間の経緯、大変すみません、全て御説明はできません。前回、お話をいただいたときに、警察の交通課の方には交通規制については問い合わせをしております。そのときに、基本的にそもそも交差点何メートル以内というような道路形状による規制と、公安委員会による規制の2通りがある。今回、議員の御指摘の場所については、交差点から何メートル以内というところで、公安委員会の規制がかけられなくても駐車違反があれば駐車違反としての指導ができる場所であるというところ、それからそこに規制をかけると、いわゆる民間住宅地の中に近いところですので、近隣の方がかえって困ることにもなるのではないかというようなお話もいただいております。その中で、今回、10センチ、20センチはみ出ているところがあれば、店舗に赴いて、そこに動かしてくれ、中に引っ込めてくれというような指導を続けさせていただいたというところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）どうもよう分からん。民間の人の通行の邪魔になる、交差点で規制がかけにくい、どうもわしは意味が分からん。少なくとも道交法では交差点の5メートルは駐禁なんよ、標識があるないに関わらず。道路の幅員、残り3メートル未満については駐車禁止なんよ。標識があるとかないとか、そんなこと聞いちゃおらん。

それで、これもほんまの話だから言うよ。公式の場でこういうことを言いたくないが。寺迫のお巡りさんに言うた。あんた、ここは駐車違反じゃないかと言ったら、どう言った、おじさん、よう知っとるねと、こう言うた。情けないというか、腹が立つというか、交差点に車をとめてよ、取り締められいうて、どうして、あんたらこれ見過ごすな言うたら、おじさん、よう知っとるねと。

だから、駐禁の札を立ててくれ、何回か協議したんかいうても、回数は言わんが2年間になるんだよ。そしたら、こういう理由でやらないとか、近隣の人がやってくれ言う

とるのに、近隣の人の何、どうも答弁と合わんのよ、わしの言うところが。近隣からやってくれいうて、交差点から、甚だしいのを言おうか、交差点に車がとまって右のタイヤ、後ろのタイヤが1本駐車スペースにはまってるんよ。あと、ごっぽり出とる。軽自動車であっても、あと2メートル50センチ。こましいことまで言うが、道路はみ出とる。しかも、3台続けて並んで。ほんであんたら承知しとらんじゃ、全くうその答弁しとる。近所の人を通りにくいじゃの、はみ出とるけ、通りにくい言うとらんじゃ。それを近所の人何か言うて、いかにも駐禁の札を立てるのを反対しとるようなことを言うとる。わしは近所の人代弁者で言うとらんよ。わしも邪魔になるけども、近所の人、わしは我慢してもいいんじゃけども、それがならんからいうて、全然やる気になっとらん。これ、本気でしばらくの間だけでもいいよ、現状を見て、どうにかする考えはないのか、全然やる気ないのか、部長、座つとるだけじゃ、能がないが。あんたが責任者や、指導せえ、下を。どうか、そこ。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員御指摘のとおり、交差点から5メートル以内というのはもう道路交通法上、駐車禁止の場所でございます。これは看板が立つとる立つとらんに関わらず、駐禁の場所でございます。今、議員の方から周辺住民の申し出もあるということをお伺いしましたので、そこら辺は警察の方にもお伝えして規制がかけられるかどうか、そういったところを協議してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）余談の話も言うとかけど、わし、個人的に何十回となく注意した。そしたら、言葉は悪いが、われ、いい加減にせえ、若い衆3人が夜8時頃、うちへ雪崩れ込んで来た。どうしたん、何が文句あるんかい、受けて立ったろやないかい、わしも年甲斐もなしに受けて立って大声を上げたんじゃがね、いわゆるそれが事故につながると思う、事件にの。これを防止する、わしじゃけえ、ええんよ、ほかの人だったら大変なことになると思うし、そういうことは言わないと思うよ。

だから、そういう事件、事故が起きんようにするためにも、一番良いのはこういう駐禁の札を立てて。ほんで何、今の部長の答弁聞きゃあ、今頃になって、ほんじゃ、そういうことなら、だから、今までいいかげんに聞いとったんか。本気で聞いてなかったいうことか。ちょっと今の答弁の繰り返し。どうなのか。ちょっと厳しいぞ。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽） 周辺住民の声というのは、すみません、私もこの場でお伺いしたばかりでございますので、議員からそういった御指摘を受けましたことを踏まえて、警察の方に話をしに行きたいと考えております。

○議長（桑原） 前田議員。

○14番（前田） ついでに参考までに言うとかよ。うちの向かいに、川向うに病院があるんじゃないけども、その近くに四、五軒家がある。そこの人が夜寝られんで、うるそうて、ノイローゼになって医者に行ったというんじゃない。そういうことだから、どうかならんか。今はやめたがね。夜8時頃から来て、朝の5時まで仕事するんじゃない。そしたら、あこは自動車の修理工場じゃないかと言ったら、あれは工場ではありません、それは県の見解であると。行って見てくれりゃええんじゃないけどな。その都度、その都度、電話してもええんだけど、車のドアを外いたり、塗装をしたり、ラッカーを使うたりなんか、住宅地域では、住居地で面整備よ。先ほどの避難網いうたら、面ではやめてピンでせえと言うたがね。建築基準法は面で規制しとるんじゃない、住居地域ということで。そこに車の板金、塗装しとる、工場でないという。これは県の見解じゃいけ、あなたらにやかましい言うてもしょうがないが。

やっぱり、助言が悪い。現地を調査しとらんということ。今まで2年間も言うてきて、ずっと、さっきも言うたけども、答弁がないが警察とも駐禁の協議はしとります、何回やったんか言うたと思うけども、答弁は返つとらんがね。いいかげんなことをしとる。ポリさんがそういうことを。おじさん、よう知つとるねというぐらいのポリさんじゃけん、知れとるよ。わしも車の免許あるけん、幅員の話やら交差点の話は分かつとる。どうかいの。長々言うてもしょうがないが、今から少なくとも10分あったら行って来る。現地調査をする気はあるかないか、どうか。

○議長（桑原） 総務部長。

○総務部長（丹羽） 議員の御提案にもございますように、定期的に調査をしてということがございますので、これは生活安全課の方で調査をさせていただければと考えております。

再度、もし出ているようであれば、またその都度注意をして、駐車違反のないように指導をしてまいります。

○議長（桑原） 前田議員。

○14番（前田） 繰り返し言いますが、こましいことを言うてるんよ。さっき言うた10セ

ンチはみ出ても注意してもらいたい。10センチということはない、50センチぐらい出とる、心配せんでも。ぱっと見りゃ分かる、10センチじゃ見にくいと思う。今言うように、50センチは出とるから。常時、24時間とまっとる。

先ほどの課長の答弁ね、注意しとくと、うそよ。現地見とらん、見ずに言うとる。あれは24時間はうそじゃけども、日に3回ぐらい見よる。そういうことがあれんで、今、部長、必要ならわしが写真を写して持ってきてあげるわ、写真は実はあるんよ、出さんけども。あんたらがどこまで親身になってやるんか、本気で町民のためにやるんか、わしの話の聞いとるんか。わしらは、あくまでも代弁者。もちろん、当事者であることもあるよ。いろんな問題がある。

今後、もっとやかましい言わにゃならんかも分からんが、あとは副町長、しっかり職員指導をして、これだけやかましい大きい声しとるんじゃ、困っとる人がおるから言うとるので、たとえそれが道路の真ん中に車がとまっておろうと、困る人がおらん、邪魔になる人がおらん、だったら言う必要はない。そういういろんな支障が起きるから言うとる。夜の8時に若い衆3人がなだれ込んできた、けんか腰で。そういうことが起きるから言うとるんであって、そういうこましいことの一部始終は分からんじゃろうけども、少なくとも無理を言うんだったら、日に2回ぐらい見てくれ。午前、午後、あるいは夕方。6時、7時でもいいよ。それぐらい親身になってやってほしい。お願いしとく。

以上で終わります。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結します。

暫時休憩をします。再開は14時10分。

~~~~~○~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時12分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第2、第34号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第34号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。災害復旧作業等のために、他の地方公共団体等から派遣される職員に対して災害派遣手当を支給するための規程を新設するものでございます。内容につきましては、担当

者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）第34号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。資料は資料7の条例の概要、資料8の新旧対照表を御覧ください。改正の内容につきましては、資料7の条例の概要で説明をさせていただきます。

まず、1の趣旨につきましては、災害復旧等のために他の地方公共団体等から派遣される職員に対して、災害派遣手当を支給するための規定を新設するものでございます。

次に2の災害派遣手当につきましては、災害派遣手当は災害復旧等のために他の地方公共団体などから派遣された職員に対し、その職員が住所又は居所を離れて派遣された地域に滞在することを要する場合に、派遣を受けた地方公共団体が支給することができるものでございます。

続きまして、3の災害派遣手当の計算単位及び額につきましては、災害派遣手当は日額により支給するものとし、その額は国が示す基準に従いまして、滞在する期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲で規則で定めるものでございます。なお、参考といたしまして、国の基準を中ほどの表にお示ししております。

次に4の根拠規定につきましては、記載のとおりでございます。続きまして、5の施行期日につきましては、公布の日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。遠くから災害のために派遣をしていただいて、私の記憶するところでは、軽自動車のナンバーで秋田とか福島とか会津とか、本当に助け合いの精神のもとで来ていただきましたことに感謝をする訳ですが、ここに挙げられた金額、ホテル代であるとか食事代であるとか、あるいは旅費はどうなるか分かりませんが、そういう扱いについては別立てでなるのか、この6,620円、この中身はどういうことでこういうことになるのかお尋ねします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）国が示します基準につきましては、日額的な考え方ございまして、

旅費であるとか宿泊費等を考慮して定めた額がこの災害派遣手当でございます。なお、今回、この場合はいわゆる中長期で職員の方が海田町に支援をしていただく場合のものでございますけども、その際には給料であるとかその他手当につきましても、海田町の方で負担金若しくは直接お支払いをすると、この災害手当につきましても、直接御本人にお支払いするという形になります。

○議長（桑原）ほかにございますか。兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。資料のところの根拠規定の4番のところ、災害対策基本法とか大規模災害の復興に関する法律とか書かれていますが、おそらく、これがあつてのことなのでしょう。今回のこの34号議案の改正の時期、今日ですけど、その整合性、結局4年前の八木の災害のときにも、災害対策基本法がよくメディアで出てきましたが、今回これを出されることで、先ほど佐中議員がおっしゃいましたが、行政報告にも他県たくさん応援に来られておられました、その方についての適用といいますか、そういったことは該当するようなもんですか。公布の日というのが期日になっていますが、そういったことも含めて質疑いたします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）ただいまの御質問の件でございますが、これまでに既に多くの方々に、職員の方に来ていただいて、御支援をいただいております。その方々につきましても短期ということで、これは国の方で、短期の場合は出張派遣という扱いで来ていただいております。それで、この度、現在、県を通じて中長期で海田町の方に来ていただけないかということで、現在、調整中でございますが、こういった中長期の方々に対するものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）先ほど、最初に言ったんですが、根拠規定の法律規定と今回出された改正時期との整合性は、何でまたこういったことをもう1回出したのかということについて質疑いたします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）いわゆるこちらで根拠規定を資料7の方に書いてございます災害対策基本法でございますが、大規模災害からの関係でそういった法律、こちらの方に災害手当を支給することができるというふうな表現がございます。それで、この法律に基づきまして、今回、この条例でもって支給することを定めることによって、災害手当を今

回支給するような形で整備をさせていただくというものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）ですから、要は遡及効果の話をしたかったんですが、今回は国からの支援があったから、今回は公布の日からということで改めて条例を出されたということによってよろしいでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）今回、遡及適用が可能でございますが、実際には9月中旬若しくは10月の初めから来ていただくという形になっておりますので、公布の日からの施行というふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）何点か聞かせていただきたいんですが、まずうちの職員がかつて派遣したことが何度かあると思うんですが、そのとき、こういう手当がやっぱり対象となっておったのかどうか、もらっていたのかどうか。

それから次に、先ほど、この内容について宿泊費とか旅費とかそういう名目で渡すんだということをおっしゃられましたが、そのときに兼山議員の質問の中で、相手方は給料、手当、そういうものを当然出張になりますから、出張の手当をもらってるはずなんです、それと重複になることにならないのかどうか。これが2点目。

3点目、もしこれが旅費とかそういうものにするのであれば、当然期間が長くなればなるだけ、今度はたまには家に帰りたいじゃろ、帰してあげるべきだろう。そうすると、長くなれば長くなるほど高い費用を払ってあげるべきではないかと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）まず、これまでは海田町に来ていただく場合はございませんでした。

それで、海田町から行かれる場合は短期でございましたので、災害派遣手当というものは受け取ってはおりません。また、いろんな手当であるとか旅費であるとか、その辺については重複しないような形で基本的には災害派遣先、受け入れ側が退職手当以外の給与であるとか、各種手当、旅費も含めてでございますが、町の方で負担するという考え方でございます。

それで、例えば海田町の方からたまには帰りたいとか、今そういうふうな御指摘でございましたが、そういう場合にも海田町からその費用は負担金として支出するような形

になります。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）質問の趣旨、全部理解しましたが、1点、海田町は短期でしか出していない。3か月も出しているのがあるじゃないですか。そのとき、どうだったんですかと聞いたんです。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）大変失礼いたしました。私、災害のことばかり頭にあったもんですから。すみません、ちょっと過去のことがよく分かりませんで、大変申し訳ございません。

○議長（桑原）答えられますか、どなたか。よろしいですか。総務部次長。

○総務部次長（門前）過去にそういったことがあったどうかというのが、ちょっと現時点では分かりません。まことに申し訳ございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）加計災害があったとき、うちの職員、半年送っていますよね。その時どうだったんですか。やっぱり、過去の事例も調べて、こういうのを出すべきだと思いますので、今日、答弁せんでいいですが、一遍、取り下げるけ、きちんと調べといてください。

○議長（桑原）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第34号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第34号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第35号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第35号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） それでは、第35号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の17ページ、資料9の条例の概要及び資料10の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料9の条例の概要で説明をさせていただきます。今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の代替保育提供先の緩和や食事の提供体制の拡大のための改正を行うものでございます。

この家庭的保育事業等は幼稚園、保育所、認定こども園とは別に、主に0歳から2歳の子どもを預かる事業で、四つの類型に区分されています。まず、5人以下の少人数の保育を行う家庭的保育事業、次に6人から19人の保育を行う小規模保育事業、次に個別ケアの必要な子の家で1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業、最後に会社などが従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業所内保育事業でございます。現在、海田町内には該当する施設はございません。

次のページをお願いいたします。改正する内容は、（1）代替保育の提供先の緩和でございます。家庭的保育事業等を行う場合、職員の病気などで保育ができない場合に、代わりに保育を行う保育所などの連携施設を確保する必要がありますが、この度の改正で認可保育所など以外に、小規模保育事業A型などから代替保育の提供を受けることを可能とするものでございます。

次に、（2）家庭的保育事業者の居宅で保育を行っている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大でございます。家庭的保育事業者の居宅で保育を行っている場合に、食事の外部搬入が可能となっておりますが、現行に加えまして、保育所などから調理業務を受託し、年齢や発達などに応じ、食事を提供できると町が認める事業者からの外部搬入を可能とするものでございます。

次に、（3）家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園

調理に関する規定の適用猶予期間の延長です。本来、整備が必要な調理設備や調理員について、適用しないことができる猶予期間が、現在平成31年までとなっているところを平成36年までに延長するものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。大江議員。

○5番（大江）1点お聞きしたいんですが、事業所内保育事業というのは、海田にはワイテックか何かが、お聞きしたいんですが、あると思っているんですけどもいかがでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）現在、町内で企業主導型保育事業としてワイテックで行われておりますが、この度の改正の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の対象の施設ではございません。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。
討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。
第35号議案について採決を行います。

お諮りします。第35号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり、これを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第36号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第36号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算第3号。この度の補正予算につきましては、豪雨災害対応に関する経費の増額等の予算措置を行うものでござい

ます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第36号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算第3号について、御説明いたします。

初めに、豪雨災害対応等に係る平成30年度9月補正予算の概要について、資料11により説明いたします。資料11をお願いいたします。まず、1の要旨でございますが、平成30年7月豪雨災害に係り、平成30年7月に専決処分した補正予算においては、二次災害防止のための応急復旧費や本格的な復旧に向けた調査設計等の準備経費、被災者の生活再建支援等のための費用を確保いたしました。この度の9月補正予算においては、豪雨災害対応分として本格的な復旧に向けた災害復旧本体工事費や被災者の生活再建支援等のための更なる費用を確保することとしております。また、通常分として当初予算編成後の状況変化等踏まえて、時期を逃さず適切に対応することとしております。

次に、2の平成30年度9月補正予算編成方針について、（1）豪雨災害対応分、（2）通常分についてそれぞれ記載をしております。

次に、3の平成30年度9月補正予算額については会計ごとの補正予算額と、またその内訳として災害対応分と通常分を記載しております。

次に、4の豪雨災害対応に係る補正予算額については、災害対応に係る7月補正と9月補正の内訳と、その財源内訳を記載しております。

次に、裏面2ページをお願いします。5の豪雨災害対応に係る9月補正予算の主な概要について、分類ごとに記載しておりますが、その詳細については後ほど説明をさせていただきます。

次に、6の通常分に係る9月補正予算の主な概要、一般会計分でございます。まず、①業務委託や工事等の追加補正については2,063万6,000円で4項目ございます。次に②、育児休業等に伴う人件費関係の追加補正については複数の事業がございますが、全体で407万円でございます。次に③災害を考慮した事業の中止や工期の延期でございますが、町議会の常任委員会の県外施設の取り止めに伴い、特別旅費114万円を減額し、災害復旧や災害復興の財源として活用させていただきます。

次に、旧千葉家住宅の納屋及びその他の改修業務については、この度の災害に伴い、年度内完了が見込まれないため、繰越明許費を設定いたします。

続きまして、一般会計の歳入歳出予算の補正の内容につきまして、資料12、平成30年

度補正予算説明書により御説明いたします。なお、先ほどの概要資料の説明と内容が重複するものや、通常の育児休業等に伴う人件費関係の補正については説明を省略させていただきます。

それでは、歳出から説明いたしますので、資料12の7ページ、8ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の庁舎管理事業につきましては、災害対応に伴い、光熱水費を604万5,000円増額するものでございます。

次に、人事管理、一般事務事業につきましては、災害対応に伴い、臨時職員賃金等480万円増額するものでございます。

次に会計年度任用職員制度導入事業につきましては、資料13として、概要資料を併せて提出しておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、現行の臨時職員等の制度の一部が会計年度任用職員という新たな制度に平成32年度から移行されます。今後の制度運用方針の策定や関係例規の整備業務について、専門的な支援を受け、円滑な制度移行を図るため、313万2,000円増額するものでございます。なお、年度内完了が見込まれないため、併せて繰越明許費を設定いたします。

次に、ふるさと納税推進事業につきましては、この度の豪雨災害において海田町への災害支援金としてふるさと納税制度を通じて御寄附を多くいただいております。クレジット決済手数料に不足が見込まれるため、10万円増額するものでございます。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。徴税費の税務総務一般事務事業につきましては、災害に伴う徴税の減免手続きに係る経費として14万8,000円増額するものでございます。

次に、11、12ページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳費の住居表示事業につきましては、当初予算で執行した街区表示板の設置状況等調査に基づき、街区表示板の取付け業務を行うため、226万7,000円増額するものでございます。

次に、13、14ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の上下水道使用料減免事業につきましては、この度の災害に伴い、上下水道使用料を減免するため、313万3,000円増額するものでございます。

次に、15、16ページをお願いいたします。児童福祉費の子ども子育て支援事業計画策定事業につきましては、子ども子育て支援法に基づき、第2期海田町子ども子育て支援事業計画を策定するため、398万6,000円増額するものでございます。なお、年割額を定め、2か年事業として実施するため、併せて債務負担行為を設定いたします。

次に、17、18ページをお願いします。災害救助費の災害見舞金等支給事業につきましては、この度の広域災害を踏まえ、町独自の支援策として災害見舞金等を支給するため、1,303万3,000円増額するものでございます。その財源としては多くの方々から本町への災害支援金としていただいた御寄附を歳入で増額し、活用させていただきます。

次に、被災者見守り相談支援事業につきましては、専任の生活相談員等により、被災者の見守りや相談支援を行うため、1,180万円増額するもので、その財源として県補助金を歳入で増額いたします。

次に、生活福祉資金貸付利子補給事業につきましては、被災者の生活福祉資金の借りに係る利子補給を行うため、9,000円増額するもので、その財源として県補助金を歳入で増額いたします。また、償還期間に合わせて債務負担行為を設定いたします。

次に、19、20ページをお願いします。衛生費の清掃費の災害廃棄物処理事業につきましては、災害廃棄物の処理を行うため、9億3,617万円増額するもので、その財源として国庫補助金と特別交付税を歳入で増額いたします。

次に、21、22ページの農林水産業費、農業費の農業振興一般事務事業と、その次の23、24ページの水産業費の水産業振興事業につきましては、被害農業者や被害漁業者の救済資金等の借りに係る利子補給を行うため、それぞれ増額するもので、その財源として県補助金を歳入で増額いたします。また、償還期間に合わせて債務負担行為を設定いたします。

次に、25、26ページをお願いいたします。土木費の土木管理費の海田市駅自転車等駐車場管理事業につきましては、この度の災害に伴い、駅前駐輪場の利用者が増加したことにより、運営経費を246万7,000円増額するものでございます。

次に、29、30ページをお願いします。消防費の水防職員給与費事業につきましては、災害派遣職員に対する災害派遣手当として374万2,000円増額するものでございます。また、次の災害対策事業につきましては、最大派遣職員に係る負担金として、2,000万円増額するもので、これら派遣職員に係る財源として特別交付税を歳入で増額いたします。

次に、31、32ページの教育費の小学校費、要準保護児童就学援助事業と、次の33、34ページの中学校費の要準用保護生徒就学援助事業につきましては、被災した児童生徒の就学支援を行うため、それぞれ増額するものでございます。

次に、35、36ページをお願いいたします。社会教育費の図書館管理運営事業及び図書館改修事業につきましては、海田町立図書館駐車場の借地部分について、地権者から土

地賃貸借契約の解除の通知があったことから、契約書に基づき平成30年度中に現状復旧の上、返還するため、図書館改修事業を1,030万円新たな駐車場の借地代等として、管理運営事業を95万1,000円それぞれ増額するものでございます。なお、工事については資料として工事箇所図を併せて提出いたしております。

次に、37、38ページをお願いします。ここからは災害復旧費となります。災害復旧事業については、特定財源として国庫負担金、災害復旧事業債等、それぞれ歳入で増額し、年度内完了が見込まれない事業については、繰越明許費を併せて設定することとしております。また、資料として工事箇所図を併せて提出しております。まず、農林水産施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業は2,000万円、次に農地等災害復旧事業は1,001万8,000円、次に林業施設災害復旧事業は1億3,400万円増額いたします。

次に、39、40ページをお願いします。土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業は、2億5,360万円、次に河川災害復旧事業は1,280万円増額いたします。

次に、41、42ページをお願いします。社会教育施設災害復旧事業は三迫川の災害復旧のため、50万円増額いたします。

続きまして、歳入について御説明いたします。なお、歳出の財源として説明した国、県支出金や地方債等については、個別の説明を省略させていただきます。

資料の1ページ、2ページをお願いします。まず、2ページ上段の地方交付税でございますが、普通交付税につきましては、交付決定額に基づき、9,157万7,000円増額するもので、主な増額理由は法定普通税に係る基準財政収入額が当初見込みが下回ったことによるものでございます。

次に、特別交付税につきましては、7月に専決処分した災害復旧事業に係る補正予算とこの度の9月補正予算の災害復旧事業に係るものを合わせて、6億159万円増額するものでございます。

次に、3ページ、4ページをお願いします。4ページ、上から3項目目、財政調整基金繰入金については財源調整のため、4億3,312万2,000円減額いたします。

次に、前年度繰越金につきましては、29年度決算剰余金に伴う繰越金について、2億3,000万円増額するものでございます。

次に臨時財政対策債については、国からの決定額に基づき、5,891万9,000円増額いたします。

続きまして、議案を御説明いたします。第36号議案をお願いいたします。この度の歳

入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に14億5,979万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億4,649万8,000円とするものでございます。

次に、繰越明許費について議案書の3ページをお願いします。第2表により、年度内完了が見込まれない会計年度任用職員制度導入事業ほか、五つの事業についてそれぞれ繰越明許費の設定を行います。なお、災害復旧費については7月に専決処分を行った事業費と、この度の9月補正予算を合わせて金額を設定しております。

次に、議案書の4ページをお願いします。第3表により、平成30年7月豪雨による災害に係る災害援護資金、利子補給に係る額のほか、四つの事項について債務負担行為の追加の補正を行うものでございます。

次に、議案書の5ページをお願いします。地方債の補正について既定の地方債の追加として1件、また次の6ページで既定の地方債の変更について3件行います。

以上で、平成30年度海田町一般会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今、説明を聞きましたけれども、昨日の専決処分を要したときに、私は指摘をいたしました激甚災害法に基づくこの指定の問題で、なぜ町はそういう公的な機関でそれが指定をされたとか、あるいはされる予定であるとかいうことをなぜ言わないのか。

私、かいた広報、8月と9月を持ってきましたけれども、全く激甚の「げ」も出ていないんですね。社会福祉協議会の方も持ってきましたけれども。本来であればこれを町長が宣言をするというか、宣告をするというんか、その立場で地方財源の負担の緩和、そして被災者に対する特別のこの助成がある訳ですから、これをまず最初に、私は最高責任者である町長の方が提案をする前に言うべきだというように思うんですが、昨日の専決処分のときも言わなかったし、私が聞いて、多少なりとも分かったけども、今回、こうして補正を出されるのに、なぜそれが言えないのか、将来、それが指定されないのと言えないのかどうか、そこをまず先にお尋ねをいたします。

もう一つ、予算の中で、かなりの国から特別交付税、さっき、普通交付税は聞いたから中身は分かりますが、通常のそういう9,157万円というのは普通交付税で、既定の交付税であると。しかし、災害特別交付税が適用される訳ですが、これの影響は全くかわるのか変わらないのかをお尋ねをいたします。これが二つ目。

それから、三つ目には、被災者の見守りというのが18ページにある訳ですが、これはどういう委託をされるのか。1,180万円の中身、例えば自治会に協力をしてくれとか、あるいは委託ですから、どこかの業者にすとか社協にその委託をするのか、その中身はどうなっているのかお尋ねをいたします。

四つ目には、資料15に建設部が多く出しておるんですね。計算をしてみると、41件、箇所付けで出しておるんですが、仮復旧が中心なのか本復旧が中心なのか、後ほど、この莫大な投資をして、二重投資になるのかならないのか、そこら辺が心配なのでこの4点をお尋ねいたします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず1点目、2点目について答弁させていただきます。まず、1点目の激甚災害指定に関わる質疑でございますが、激甚災害指定については7月24日に全国を対象地域として激甚災害指定が閣議決定され、7月27日にその施行がされたところは報道でもなされたところですが、それらについて広報あるいは行政報告の説明においてなぜ言わないのかといったところでございますが、今までも説明させていただきましたが、補助金等の嵩上げ対象となるためには、この度の指定とは別に特定地方公共団体としての指定を受ける必要があり、そのためには条件設定がなされていること、またその確定が年度末になる見込みであるため、現時点では最終的に嵩上げ措置が受けれるかどうか不確定なため、あえて、そのことについては個別の説明はいたしていないところでございます。

次に、2点目の交付税の災害に係る影響でございますが、普通交付税については特別の影響はなく、この度は通常分としての増額をさせていただいたところでございますが、特別交付税については非常に手厚い措置、特に災害廃棄物処理等についてもその措置がなされたところであり、その増額をこの度の補正でさせていただいたところでございます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）3点目の被災者見守り相談支援事業についてでございますが、こちらの事業は被災者の孤立死や自殺の発生防止、また早期の生活再建を支援するため、見守り支援を行うとともに、日常生活上の相談支援や生活支援、専門的な心のケアなどを被災者に対する支援を一体的に提供する海田町地域支え合い支援センターを設置いたします。こちらには専任の相談員を置きまして、被災者に寄り添った見守り、相談支援を実施いたします。

具体的には支援対象者の把握、訪問による見守りや安否確認、訪問支援による課題発見や関係支援機関へのつなぎ、コミュニティづくり、被災者の心の支援等を行います。こちらの事業につきましては海田町社会福祉協議会に委託を予定としておりまして、自治会や民生委員、児童委員、地域包括支援センターと連携して事業を進めてまいります。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）4点目につきましては、今回の予算につきましては、全て本復旧の工事でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）激甚災害に基づく問題で、再度お尋ねします。二通りある訳ですね、先ほどいろいろ説明もあったり、昨日もあったりして、本激なのか極激なのかというところで、いろいろ手立てが変わってくる訳ですが、まだそこは確定をしていないということから、激甚災害の指定を町長は発表するとか、あるいは文書でもって、それを町民に広報する。私、心配するのは財源の問題がどうしても含まれる訳ですね。

それから、もう一つは、被災者に対する特別の助成、ここに影響するから、私はくどく言っているんですよ。明確に激甚災害の指定を海田町がこの工事箇所ではなくて、町そのものが地域ですね。自治体としての本甚ですね、なってくるのかどうか。途中から工事の箇所だけで激甚災害のそれが指定だと、極甚と言われております、そういう部分なのかどうか、そこを心配するからくどく言うんか、しつこく言っている訳なので、そこら辺は明確にしてもらいたいと思います。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、本激か極激かという点については、この度は本激ということで全国を対象地域に既に指定がされ、報道もなされているところでございます。財源の問題等、災害対応に当たり、非常に大事なところでございますが、まず激甚災害に係る補助率の嵩上げについての対象は、災害復旧国庫負担事業、主にハード事業の部分についての嵩上げでございまして、その確定が各市町の今後の災害復旧作業に踏まえて、災害復旧に係る地元の負担割合によって定まっていくところであり、そこはまだ確定していないところでございます。ただ、いずれにしましても、災害復旧、ハード整備、ソフトの支援を含めて、しっかりと有利な財源を確保して進めていく必要がありますし、現行制度で不十分な場合は、国県に対しても手厚い財源措置を要望してまいるところでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。この予算書の38ページ、農林施設災害復旧事業で農業施設災害復旧工事で2,000万円、箇所図で見ますと、3か所ほど載っていますが、これはどのような基準で3か所を選ばれたか。それと、私も農業をやって林業もやっているんじやが、この基準よね、林業施設災害復旧事業とか設計のあるんですが、これは根拠というものは何でやっておられるか。それとも、この農業復旧事業のうち、箇所は大体分かるんじやが、全額町が直すんか。

いうのも、農地をやっちよるんじやが、ほとんど個人の仕事よの。じゃけん、全額今の町費でやられるか、それとも個人負担が何ぼ掛かるか。この林業のあるんじやが、中身はどういうことか、1億3,000万、大変な額じゃわの。それで、私ごとでも人ごとでもあるんじやが、ここでいい具合に、「えっ」と言っちよる、わしも言葉が広島弁かなんかで分からんのじやが、いろいろある訳よの。河川にあつて、それは河川事業と併せてやってもらえるかね。うち方も農地が一杯一杯崩れちよるんじやが、言わないけんのか。わし、言うた、一般質問か何かで、言うたもん勝ちかと。やかましいもん、朝晩電話をかけたら。そういう経過がわしら全然分からんがの。そこらの説明をしてもらいたいんじやが、ちょっと外れちよるんかの。説明できますかの。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず1点目の農業施設災害復旧事業の2,000万は、里道であるとか農水路、あと取水口等の修繕費でございます。林業の1億3,400万円は串掛林道の本復旧工事費でございます。最後に、河川の護岸、修繕と併せて修繕が可能かということでございますが、河川管理者である県の方がどこまでが護岸、そこから上がいわゆる石積みというふうに判断されるかということがございますので、個別でお問い合わせをいただいて県の方と協議をしたいと思っております。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）それから、38ページの2番目にあります、農地と災害復旧事業と1,001万8,000円計上させていただいておりますが、これは農地災害復旧事業、いわゆる国費の該当する事業でございます。それが3か所該当するのではないかとということで予算計上させていただいております。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）失礼しました。この農地災害復旧事業というものを使いますと、2分の1が国の補助、それから残り2分の1が町、2分の1が個人さんということですか

ら、町が4分の1、個人さんが4分の1、国が2分の1という割合になってございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） それとの今言われる建設部の説明があった今の水路とか農道とか、これはこれとは別でしょう、資料の。これは建設部都市整備課じゃから、これとは別にそういう箇所が何箇所あるか。

それと、私も今言われたけん、初めて気がついたが、里道、水路言われたね。それから、里道の崖とかいろいろあるんじゃが、その区分けは私とこでされるか、私が思うちよる、一杯残っちよるわの。それは後で適切な処理をしてもらえるか。今の都市整備のこれは、この農地が破壊したと、国の何とかの政策でやね。これはこの箇所というものはどなたが決められて、それともここを直してくれというて申請があったか。

だから、私、最初言うた、言うたもん勝ちか、やかましいもん、その答弁が抜けちよるよ。こういう箇所は一杯あるんじゃが、それは言わな分からんのか、それが今の国が2分の1、町が2分の1、あとの2分の1は私ごと、自分が払わにゃいけんのじゃが、それは申請せないけんのか、これは誰が決めるか。自分が見て決めるか、ここはこう崩れちよるいうて災害指定があつて、ほんじゃ、やりましょうということで決められたか、その中身が全然理解ができんのよの。

さっき、わし、ちょっとある人に聞いたら、わしは申請も何もしとらんよいうて、誰かが見て決めたんじゃろう言うんじゃが、そういうことは誰が決めるんよ。その、細かいことまでちょっと説明してくださいよ。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） まず最初に、里道、水路等の箇所数なんですけども、この工事箇所図を作る時点では18か所把握しておりましたので、それを記載させていただいております。今後、これ以外にそういった破損箇所等が分かったものについては、現地を確認して町が管理している施設ということであれば修繕の方は行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（龍岩） 国費を対象といたしました農地等の復旧事業につきましては、職員が全農地をまず見て回っております。その中で、採択要件が1か所の復旧工事費が40万円以上のものが対象というふうに記載されてございますので、まず、工事費が40万円以上になるもの、これをピックアップしました。その中で、更に細かい中身の運用がござ

いますが、例えば営農の事実があるかといったようなことも要件に入りますので、そういったことを調査いたしまして、それから地権者の方に個人負担が出るけども、国費対応の事業に申請したいと思いますが、いかがでしょうかという確認をさせていただいた上で、今、3件ほどノミネートしております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） わしゃ、しつこいようじゃが、今の職員が見て回って、その箇所を全掌握したと言われましたが、全掌握できなかつたところは、あとどういう処置をされる気ですか。全職員が歩いても見落としがあるじゃないですか。その件については、今後どうされるあれか。

災害じゃから、今聞いとかんかったら、あのとき補正予算で出しておったんじゃから、何も言わなかったじゃないか言われるから、もし見落としがあった場合は今後どうされるか。建設部も一緒よ。災害じゃから、聞いとかにゃ分からんでしょ。見落としがあったら、後からほんじゃやってくださいいうて、災害じゃからの。見落としがあった場合は今後どういう処置をされるかをはっきりしてもらわなかったら、後から言うた、先言うたもん勝ちいうふうになるから、今後見落としがあった場合は受け付けるか受け付けないのか。そこらはっきりしてくださいよ。職員が皆調べたって、見落としがあるかも分からんし、職員を信頼したいんじゃが、信頼できんところが一杯あるから。この点についてどうですか。最後じゃけんの。

○議長（桑原） 答弁漏れのないように。建設部次長。

○建設部次長（龍岩） 見落としというところについての話になりますが、一応、複数の目でくまなく回りました。

その中で、この国庫補助の対象になり得るであろうというものをピックアップして、それを県の方に相談をしながら、これを申請するのはいかがでしょうかといった相談をしながら、この度3件をノミネートしております。

もし仮にあっても、この先ほど言いました40万円以上というところ、それから営農というところ、そういった観点から判断をしておりますので、見落としはないであろうというふうには考えておりますが、仮に見落としがありましたら、その際には相談いただければと思います。

○議長（桑原） 住吉議員。

○8番（住吉） 8番、住吉です。3点ほどお伺いします。まず、佐中議員も質問されまし

た被災者見守り相談支援事業、これが地域支え合いセンターの設置ということですが、この地域支え合いセンターという言葉を知ったのはマスコミ報道じゃったんですよね。先々週、福祉厚生委員会をやりましたが、この説明は一切ございませんでした。

先週じゃったかな、災害対策特別委員会、被災者支援のパンフレット、資料として添付されてましたよね。載っていません。そりゃ、載らんよね。あれ、平成29年に国か県かがどっかつくったのをコピーしとるだけじゃけん。これは、町長、腹立つんよ。議会に協力せえ、審議時間を短うしてくれ、予算委員会をなくしました、決算委員会を12月に回します、水道の決算は本会議一発でやります。協力しておきながら、説明する機会があるものを一切説明していない。これはあまりにも失礼でしょう。議会は協力しとんのに、それに乗じて執行部が横着こいとるだけじゃないですか、これ。説明する機会があつたもんをしとらん。

ましてや、去年つくった被災地パンフレットをそのままコピーして、これは被災者支援の資料です。後から家に帰ってみてびっくりしました。一体、どういう方針で今後被災者支援をされるのか。被災者支援のパンフレットに載っていないんですよ、この被災者見守り相談支援事業いうものが。載っていないんです。何でこういういいかげんなことをされるんですか。

続きまして、災害廃棄物処理事業、こちらの方はこれもマスコミで知ったのかな。海田町は来年の12月末までに開設する。二次仮置き場が確か南道路予定地いうふうに聞いておりますが、それは事実でしょうか。もしそうだとしたら、それはどの辺に置くつもりでしょうか、南道路予定地の。

3点目、図書館の駐車場、こういったご時世ですから、どうしても地権者が返せ言いますわね。運営に回した方がもうかるかもしれんし、売った方がもうかるかもしれんし。それは仕方ないと思うんですが、新たにこれ、用地を借り上げられるということです。これ、場所はどこらなんでしょう。その資料は一切ないんですか。

以上、3点お願いします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）被災者支援相談センターにつきまして、被災者見守り相談支援事業につきまして、事前の説明がなかったということで大変申し訳なかったと思うんですけども、これは今県からこういう事業について説明を8月末に受け、社会福祉協議会と調整をしている段階で、8月30日の時点でもまだお示しするというところの具体的な

ころまで行っていなかったというところでございます。

現在、保健師の方で、被災者の世帯548軒訪問させていただいて、その準備をしておりますので、もう少し社会福祉協議会と、この議決をいただければ調整もして、またきちっと御説明できると思います。今、その準備をしているというところでございます。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）二次仮置き場として南道路、これは西明神橋のあるところからこの海田町側に向けての数百メートルを借り受けております。昔の寿町の自衛隊官舎の跡地のところでございます。昔の官舎の跡地で、海田大橋に向かうところの橋の西明神橋の役場側といいますか、海田側のところの土地を借り受けております。これについて、31年12月までの予定で仮置き場とさせていただいております。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）3点目の質問でございます。図書館の新たな駐車場の場所でございますが、曙町ガソリンスタンドの西側、安芸緑地さんの北側、現在、まだ一軒家が建っているんですが、そこを駐車場に整備しまして、その10台分をお借りするようになっております。図書館からは150メートルの距離にあります。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）1点目の被災者見守り相談支援事業につきましては、先の8月30日開催の災害防止対策等調査特別委員会の中で、新規事業の項目として項目を出させてもらったんですが、次期支援センター等の詳細な説明が不十分だということについては、おわび申し上げます。また、同日お配りした被災者の方への各種制度の御案内については、既決予算の中で対応中のもの、拡充事業については載せているんですが、この度の9月補正に上げているものについては、案についてはまだ議決前ということでこの制度の方には載せていない形で整理をしているところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）逆に、これから打ち合わせをしますよというので、確かに県補助金100パーセントですから、こういった金額が出てきたんかもしれんけども、この算出根拠としてやはりそれらに専門員の方の人数とか出ている訳ですよ。この生活相談員といった方はどういった資格を持たれた方なのか。先ほど、保健師が被災者さん、五百何十軒を訪問されるということですが、被災されてなくても影響が出る方いらっしゃいますよね。特に子どもとか。これまでの大災害を見ても、発災から二、三か月後に子どもたちはや

はりメンタルに異常を来し始める。そういった部分のフォローはここに入っていらないんでしょか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）地域支え合いセンターの職員でございますが、3職種を想定しております。一つが主任生活支援員としましては、社協のOBや社会福祉士、保健指導の専門職、2点目が生活支援相談員としまして、元民生委員や自治会役員及びその経験者、3点目としまして、生活支援補助員としまして、地域の住民等を想定しています。

今回の海田町の地域支え合いセンターでは4名を採用する予定としております。

○議長（桑原）福祉保健部長、説明をお願いします。

○福祉保健部長（湯木）子どもの支援につきましても必要な場合はさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）今聞きよったら、あんまり専門家という人はいないですね。元自治会役員、元民生委員、何ができる。近所のおじちゃん、おばちゃんが相談に乗るような話ですか。千百何万も使って。

県の事業なんだろうからというのもあるかもしれませんが、これ、パフォーマンスじゃないですか、単なる。私が今年度一杯で次回自治会長をおりたら、来年度からこれできるの。元自治会長。単なるおっさんよ、元自治会長なんて。別に専門知識も何もありません。そんな人に相談させるんですか。これは一体何の役に立つんでしょうか。今、話を聞いたら、専門家なんかほとんどおらんじゃないですか。近所のおじちゃん、おばちゃん、ちょっと相談に乗っちゃってくれと集めてやるようなだけの話でしょう。そこに1,180万かける根拠とは一体何ですか。それがさっぱり分かりません。説明願います。

それと、もう1個行こう。さっき、まだ予算案の分じゃけ、資料に載せておりませんでしたは結構ですが、被災者支援制度のパンフレットはなぜ平成29年のコピーしたものをそのまま配ったんですか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）先ほど示していただいた想定される職種でございますが、これはあくまでも県が想定している職種でございます。今、社会福祉協議会の方と協議をしておりますが、社会福祉協議会としてはハローワーク等で広く募集するのではなく、社会福祉協議会の事業に携わっていて、そういう職にふさわしい人を選びたいというふうに

聞いておりますので、それを含めて人選の方を進めてもらっております。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）8月30日にお配りした被災者の方への各種制度の御案内については、確か29年11月に内閣府が作成した各種制度の概要をもとにはさせていただきましたが、そこにプラス町での独自取り組み、その他30年度この度取り組むのに、新たな拡充事業等も加えて加筆修正した上で、8月30日時点での制度を盛り込んだものをお配りしているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）何点か聞かせてもらいます。まず1点目、災害見舞金等事業、これは町が単独でやると、一生懸命におっしゃられています、国、県、地方債でこういうもん、紐が付いておって、どこが町の単独なんですか。おかしいじゃないですか。そこら、財源のこと、きちんと、町が単独でやるんなら一般財源でやるべきじゃないんですか。どうして、これ、紐が付くんですか。この説明をお願いします。

次に、災害対策事業、これは先ほども質問したんですが、2,000万円組まれておってですね。負担金として。これ、大体勘定すると、4名ぐらいを予定するけど、今何名を予定して、何名を要請されているんですか。

それから次に、図書館事業、さっき、住吉議員がお聞きしたと思うんですが、返される、これ、確か返す前に町に売ってもいい話があったはずなんですが、それについてそういう交渉をされたんだらうか。今、言われているのは曙町ですから、図書館の駐車場は遠いところになりますよね。本来なら、そこを買い取るのが本来の趣旨だと思うんですが、その辺については検討されたんか検討されていないんか。

それから次に、これは歳入の方になりますが、1,300万、一般給付金として組まれている。1,319万6,000円、これが義援金なんですか、義援金じゃないんですか。義援金ならばこれはどこで歳出するんですか。義援金は義援金として町が受け取るものですか。被災者が受け取るためにもらったものじゃないんですか。被災者にどうやって配るか、この歳出の方を明確に説明をお願いします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、災害見舞金等支給事業事項別明細書の17、18ページのところで、財源内訳として、国県支出金、地方債があるところの御指摘かと思いますが、こちら、まず特定財源に上がっている国庫支出金及び地方債についてはちょっと分かりにくく

て申し訳なかったんですが、7月補正予算において専決処分した災害救助事業における堆積土砂撤去事業等の財源が明らかになったことにより、この度の9月補正予算で歳入計上して、ここに充当したものでございまして、こちらに掲載の災害見舞金等支給事業約1,300万については、全額一般財源でございまして、海田町への災害支援金を財源として活用しているところでございます。

歳入で増額している約1,300万の海田町災害支援金等、ちょっと分かりづらいんですが、支援金と義援金が、大きく分けて2種類ございまして、町として受けている海田町支援金については海田町が実施する災害復旧事業、あるいは被災者支援について海田町の方に御寄附をいただいたもの、こちらを公金として歳入に計上しております。一方、義援金については主に日赤、赤十字等が中心となって集めたものを県の配分委員会を通じて、町で受けて、被災者にお届けするものですが、この義献金については歳計外の扱いとしたものはして、こちらの方には掲載していないものでございます。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）図書館の駐車場用地につきましては、開館当初より地権者の方からお借りをして継続をしてきたものでございます。先ほど、財政課長の話にもありましたように、この度平成30年度末をもって、返還をしてほしいという正式な通知をいただきましたので、この度返還という形になっております。町に対しては、平成21年頃から、ずっと返還要望というものができておりました。いわゆる議員おっしゃられるような正式に買い取りのお話というものはございません。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）中長期の職員の負担金の関係でございすけども、現在、海田町の方で4人ほど、土木技師3人と災害廃棄物関係の担当の方に来ていただきたいということで、合計で4人ほどお願いしているところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）まずは財政課長、当初の説明はうそだったんだね。当初の説明を見て、この財源としてこれをやりましたと言ったんでしょう。財源の振替を行って行っていますという話は一言も言わなかったよ。きちんと財源振替、前の分の事業の財源振替を行いましたと、この分についてはこの1,300万円適用させていますという説明をきちんとすべきじゃなかったんですか。あなたが説明したのは、これ、だから、すぐ聞いたんじゃないですか。私、町の単独の事業じゃない、これじゃ事業にないように見えないかって、はっ

きりそう聞いたんでしょう。きちんと相手に分かるような説明をすべきだと思います。まず、それについてあと答弁願います。

それから、図書館用地ですが、あれはもっともっと駐車場でたくさん借りていましたよね。元テニスコートがあったりして。駐車場があって、テニスコートがあって。当初から、あれは買い上げる約束で借りとったはずなんですよ。いつか町がお金ができるときに買い上げる。

これをすんなりと、遠くの方へ、駐車場がないけえ、仕方ない、あっちの方に借りましたじゃなくて、まずその交渉を行うべきじゃないんですか。図書館横に駐車場がなくて、何の意味があるんですか。

もし自分らが知らんなら、経緯はどうでしたって、引退された職員とか、そういうところに確認してから動くべきじゃないんですか。私は、現職時代に半分もう既にも買っているはずなんですけど、半分買うときの話を、たまたまある職員さんについていって聞いておりますけれども、いつか売ってもいいよ、売るよ、早う町の方が言ってくれればという話を本人が言っていましたよ。

だから、その辺、きちんとそういうことも加味して動かれたんですか。単純に、早う返せと言うたから返したんですか。そりゃ、まずいでしょう。図書館でしょう、大事な。教育長もそういう話を聞いたときに、何とか売ってもらえませんか、町長、その金を出してもらえませんかという話をされましたか。普通ならそれをまずすべき、それが過去の経緯があろうがあるまいが、やるべき話じゃないんですか。大事な図書館でしょう。

それから、災害義援金の話、歳計外に入れていると言いましたが、それをどうやって支出するんですか。歳計外を取るのはいいですよ。ある程度、基準を設けてやらにゃいけないんですが、これは今から考えるんですか。

追加で義援金なんか来るとは思いますが、そういうときにはどういうふうにするのか説明をお願いします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず1点目の災害見舞金の説明につきまして、説明が十分でなく資料と整合性を合わせて、分かりにくかったことについては大変申し訳ございませんでした。今後、議員の皆様に分かりやすい説明を心掛けていきたいと考えております。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）義援金等についての質疑でございますが、まずどうやって出すかいう

点については歳計外で受け入れて、歳計外の方で既に一律5万円の支給手続はしているところでございます。また、追加があった場合、義援金については二次配分、三次配分等、過去の例にございましたので、また配分を受けて、その都度、配分方法を町でも検討して配布をしていくところでございます。支援金についても、今後また追加があればその活用については、別に検討させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）途中の土地の購入は、おそらく平成15年のときに、一部購入というところがございます。それ以降、残りの部分を毎年更新でお借りをしてきております。先ほど、申しましたように、21年頃から町に対してはいわゆる返還という御要望がずっと来ておりまして、職員が図書館、それから教育委員会、財政課でそれぞれお願いに行って、これまで一年一年更新をしてきていただいていたところがございますが、先ほど申しましたように、29年1月に正式に、いわゆる継続して賃貸はできないという通知をいただいたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）先ほどの義援金の話ですが、一律5万円出した、その5万円を出す根拠は、何を根拠に出しているんですか。それから、一応、こういう形で出しますよ、当然、この前の30日のときの説明でも言うべき話じゃないんですか。町が執行する訳でしょう。何ば歳計外いうても、町が執行する訳でしょう、義援金を出すのは。第三者が義援金を配っていくんですか。そうじゃないですよね。町が決めて、町が執行するんじゃないんですか、義援金の支払いは。

間違ったら申し訳ないんですが、それならばこういう方針でこういう方向性でします、追加が来たらこういうふうな格好にしますいうて、はっきり明示すべきじゃないんですか。これも、災害復旧いうたらおかしいですが、その中の支援の一つじゃないですか。町がお金を預かって、町が支出するんであれば、たとえ、それが本会計を通らないにしても、歳計外の別の金を通して、町が責任を持って払う訳でしょう。ただ、当然、その支援の一つの話じゃないんですか。

よその自治体なんか、義援金来たら何ば何ばずつ配ります、新聞発表までしているところがある訳ですよ。そしたら、明確にこういう方向性を出しますよ、出すことに決めましたと、報告は絶対すべき案件であれ、それを公開すべき案件だと思いますが、それは間違っているかどうか、それで今後どうされるか。

それと、僕が言っている図書館の土地については、今までにそういう交渉をされたんですか。今回もそういう交渉をしたんですかとも聞いたんですよ。はい、返しなさい、はい、ごめんなさい、返します、それはおかしいんじゃないんですかとお聞きしたんですが、それについて教育長、実際どう思いますか。僕はきちんと駐車場をそばに確保してあげるんが大切であると思います。そうすれば一生懸命、申し訳ない、返してくれと言われたんじゃが、今までも更新更新と引っ張ってきたのは、ただ土地を貸してくれを引っ張っただけでしょう。売ってくださいという話はこの10年間されているんですか。もし、返してくれいうんなら、どうしても返してくれというときには売ってくださいよ、是非とも第三者に売るなら町に売ってくださいよ、そういう話をしたんですか。本来、すべき案件じゃないんですか。それをせずにおって、はい、返しますよという話は、私はないと、どうしても本人さんにも交渉しました、それでも駄目でした、だから格好悪くてこういうことになりましたので、御理解くださいならまだ分かりますが、何もせんとして、はい、返しました、はい、別の土地借りますよって、これは違うと思いますが、どうなんですか。明確に答弁をお願いします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず義援金の配分状況については、まず制度としては県の義援金配分委員会が決定した配分基準により、各市町へ義援金が配分されるものでございまして、今回は緊急の第一次配分として義援金の一部が各市町に配分されている状況でございます。それを受けて、本町においては8月20日に第1回の配分委員会を開催しまして、県の配分基準分に従って配分をしているところでございますが、その説明については先の特別委員会等でも説明すべきであったという御指摘については反省し、今後活かしていきたいと思いますが、その周知については現在もホームページ、広報で行っているところでございまして、今後の追加配分等についてももしっかり説明、周知をさせていただこうと思います。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）ちょっと分かりづらいところで、一応説明しますが、義援金と支援金2種類ございまして、支援金については町の独自事業として一般財源を用いてやっているところ、義援金については共同募金、日赤等から配分されたものを被災者に届けている、義援金、支援金と2種類あるところでございます。

○議長（桑原）教育次長。

- 教育次長（伊藤）図書館の土地に関するお話や売買の方のお話でございますけれども、先ほど来、申し上げておりますように、平成21年度からは町に対しては返還の要望というのを全面に出して、そういう状況の中で町とお話をさせていただいておりました。ですから、一部その中で買い取りというお話はあったかもしれませんが、いわゆる正式な形で町と地権者との間でそのお話をしたことはございません。
- 議長（桑原）次長、その話を当方でしたことはありますかという話を質問させていただいておる訳ですから、その買う、借りる、払うという話を具体的に町と地権者の方が話をされましたかという質問なので、そこを教えてください。どうですか。教育次長。
- 教育次長（伊藤）継続の交渉の中でそういう買い取りの話は、正式ではないことであればあったというふうに思っております。
- 議長（桑原）財政課長。
- 財政課長（吉本）先ほど、義援金、支援金2種類あると説明させてもらったところなんですが、それは町への受け入れとして歳入としては義援金、支援金2種類ございます。被災者に直接義援支援で、歳出の町の支援制度としては見舞金という形で、この度9月補正予算の方に支援金を財源に見舞金制度として補正予算の方に上げさせていただいております。
- 議長（桑原）非常に分かりにくい。企画部長。
- 企画部長（鶴岡）まず、町民の方、町民以外の方、住民の方が町の方にこの度の災害に際して、寄附をしたいというふうに来られましたら、まず義援金ですかという確認と、町に対する御寄附ですかというものを確認させていただきます。その違いとしては、義援金ということは直接被災者の方に志をお渡しするもの、もう一つは町に対する寄附金ということになります。町に対する寄附金ということになれば、町の歳入予算に入れまして、町の方で活用方法を検討する。この度は町内の被災された方への見舞金ということで、町のいただいた寄附金を財源に見舞金のお支払いをするということです。一方、寄附をしたいという方が、お金を持ってこられた方が、義援金を出したいということであれば、町の方で一旦お預かりはするんですけれども、これは全額全て日赤の方にお渡しをしまして、県内全体の中でその配分を決定するというところでございます。この度の見舞金につきましては、あくまでも町に対する、いただいた寄附金を活用して行う制度でございます。
- 議長（桑原）もう1点、伊藤次長、その話は具体的に当方でされたのか、されていない

のかということをお返事いただければと思います。教育次長。

○教育次長（伊藤）ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、地権者さんとの間で正式にその話をしたことはございません。

○議長（桑原）ほかにございますか。崎本議員。

○13番（崎本）多数の目を見たんじやが、見落としがあった場合、やってもらえるかやってもらえんかはっきり答弁してくれ。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）やはり、被災者の方の支援というのが第一でございますので、そういった目で、また個別の方で対応の方をさせていただきます。

○議長（桑原）質疑ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第36号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第36号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第37号議案、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第37号議案、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第2号。

この度の補正予算につきましては公共下水道の災害復旧に関する経費の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それでは、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について説明いたします。

お手元にお配りしております資料17の平成30年度補正予算説明書に従いまして、歳出から説明いたします。また、工事箇所として資料18を提出しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

それでは、資料17の3ページ、4ページをお願いします。この度の補正予算は災害復旧に関する予算措置を行うもので、事業費の公共下水道災害復旧事業につきまして、5,000万円を増額するものでございますが、併せて繰越明許費を提出しております。

続きまして、歳入について説明いたします。1ページ、2ページをお願いします。国庫支出金の公共土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、災害復旧に関する国庫負担金で1,000万円を増額するものでございます。

次に、町債につきましては、災害復旧事業に充てるため、地方公営事業と災害復旧事業債として4,000万円を増額するものでございます。

続きまして、議案について説明いたします。第37号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億5,787万7,000円とするものでございます。

続きまして、繰越明許費でございます。3ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正で説明いたしました公共下水道災害復旧事業について年度内の完成が見込まれないため、繰越明許費の議決をお願いするものでございます。

次に、地方債の補正でございます。4ページをお願いいたします。変更1件でございますが、内容につきましては歳入歳出予算の補正で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上で、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。上市での奥之谷川沿いの下水なんじゃけど、これはどこにある、道路の下にある。それとも、川沿いにあるやつ。どっちですか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）基本的にアスファルト舗装に下、道路の下にあるものでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それがあってかどうか知らんけど、道路の復旧が中々、がたがたになつとる、水が流れて。それがあけん、この工事せにゃいけんけん、道路の復旧が遅れとるんかということが一つと、いつ頃工事に入る予定いつですか。来年度になるんじゃ

ろうけど、いつ頃なんでしょう。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）こちらの上市地区ともう一つ、次の4番の畝二丁目地区でございますが、こちら、お盆明けに管路調査に入ったところでございます。今回、可能性があるところを全て挙げさせていただいております。ということで、全線を挙げさせていただきますが、おっしゃられるように、道路の工事と併せてということになりますので、一応繰越明許費ということで来年度以降の工事と考えております。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第37号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第37号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおりこれに決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第38号議案、平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第38号議案、平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、療養給付事業の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第38号議案、平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、資料19の平成30年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。

資料19の3ページ、4ページをお願いいたします。保険給付費療養諸費の退職被保険者等療養給付事業につきましては662万4,000円、退職被保険者等療養事業につきまして

は1万2,000円を退職被保険者等の保険給付が見込みを上回ったため増額するものでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。高額療養費の退職被保険者等高額療養事業につきましては、210万円を退職被保険者等の高額療養費が見込みを上回ったため、増額するものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。諸支出金、償還金及び還付加算金のその他償還事業につきましては、療養給付費等交付金について平成29年度分の精算に伴う返還金が生じたため、21万8,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。資料の1ページ、2ページをお願いいたします。歳出の退職被保険者等に係る保険給付費の増額に伴い、その財源となる県支出金、県補助金、保険給付費等交付金を873万6,000円増額するものでございます。

繰越金、前年度繰越金につきましては、財源調整のため21万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第38号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から895万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を25億7,613万5,000円とするものでございます。

以上で、平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号の説明を終わります。  
○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）まず2点。今の時期に補正する理由がよう分からん。その他事業でこの償還金が、返還金が出た点にあるのか、21万8,000円。これはいつまでに支払わないいけないのか、12月までに支払わなければいけなかったなら、これ、併せて増やしてもらうなら、まだ理由つきが。

それから、この療養費等を増やしているけども、12月にはもう増やすことないんじゃないかね。今やって。今、法制前の数字が12月まで持たないんですね。間違いなく持たないから600万円入れる訳ね。12月まで持たんかったら、3月までますます持たんいうこと、もっと増やさなきゃいけん。12月補正まで待たず持たないということは、こんな数字じゃないでしょう。3月まで持たない。3月まで払わないけんのでしょうか。正確に言うたら4月でしょう、最終支払い。まだ9か月も残っておるんですよ。それでたったこれだけの数字を療養費からこれだけ数字をやるのは、もっと後で十分じゃないですか。12月以

降はしないんですね、補正を。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）まず、その他償還事業でございますが、返還金の期限が9月末となっておりますので、今回、9月補正をさせていただきました。

それと、保険給付費に関しましては、高額な医療費の方がおられまして、今回、既に予算が不足しておりますので増額補正をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）よう理解できんのが、もう1億5,000万使った訳。何ぼや、15億か。15億もう使ったの。これ、費目で、15億、あっ、400万か。それじゃ、これ、600万補正するのはいいんですが、これ次の補正を掛けずに、ずっと3月まで持つ数字なんですね。今の現状は。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）8月までの実績を基に今後の見込みを算出して、今回補正額を出させていただきました。

○議長（桑原）ほかにごございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第38号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第38号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第39号議案、平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（西田）第39号議案、平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、精算に伴う平成29年度介護給付費交付金返還金の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤） それでは、第39号議案、平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、資料20の平成30年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。

資料20の保険事業勘定の3ページ、4ページの歳出をお願いいたします。諸支出金の償還金及び還付加算金の還付事業につきましては、平成29年度の介護給付費の確定に伴い、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金の返還のため、427万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。繰越金、前年度繰越金につきましては、前年度の介護給付費交付金等の返還に伴う財源調整のため、427万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第39号議案をお願いします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に427万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を20億8,699万4,000円とするものでございます。

以上で、平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第39号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第39号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第8、第40号議案、特別職の職員で常勤の者の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第40号議案、特別職の職員で常勤の者の給与の特例に関する条例の制定に

ついて。平成30年7月豪雨による海田町における災害の復旧復興の財源の一部とするため、私の給料月額を減額するものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）第40号議案、特別職の職員で常勤の者の給与の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。この条例は平成30年7月豪雨による災害の復旧復興の財源の一部とするため、町長の給料月額を減額するものでございます。減じる額は給料月額に100分の5を乗じて得た額でございます。減じる期間は平成30年10月1日から平成31年3月31日までの6か月間でございます。なお、期末手当の算出の基礎となる給料月額につきましては減額前の金額とするものでございます。施行期日は平成30年10月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑を終結します。討論があれば許します。討論があるようですから、これを許します。反対討論から。佐中議員。

○15番（佐中）第40号議案、特別職の職員で常勤の者の給与の特例に関する条例の制定について反対討論を行います。

町長の給与費は報酬ではございません。特別職の給料は、勤務に対する純粋な給与のことで、残業代や諸手当などは含まれておりません。1か月分として支給される基本的な給与のことを指しております。

町長は、深夜まで働いたり、特別なことが起きたり事件が起きたりして、超忙しい時間、その期間に働いたりいたします。しかし手当はありません。

これは条例で定められており、821,000円です。町長ほか特別職は職業として扱われております。これを100分の5の削減には反対をいたします。

土曜も日曜も夜中も365日責務をこなしております。今回気を使って減額を提案され

ていますが、むしろ逆に引き上げて、体調を管理しコントロールしながら、より以上の町民サービスや災害の復旧復興を望むものです。

職務上の怠慢とか業務上の責任を取るといっているのであれば別ですが、一生懸命最大の責務をこなし、しかも他の首長は、土日であっても黒塗りの運転手付きで職務をこなしておりますが、西田町長は全てではないと思うけれども、場合によっては公務であっても御婦人の自家用車で移動されています。

昨日の一般質問で、災害対策本部を作り、災害時、町長との接触や、姿が見えないではないかという旨の質問がありました。本部長が本部で指揮をしなければ、組織が麻痺し、機能が発揮しないし、対応ができないということにつながります。

町長は、一応、指揮や指示を部下に命じて、その確認をしながら、一応、時間を取って現場視察や町民との対話をしているのです。その現場を私は何回も目撃をしておりますし、会話もしています。

昨日、一般質問で町や町長の姿勢に対し、個人攻撃的な発言がありましたが、本部長が本部を離れたら、職務怠慢になり災害対応の停滞につながります。

職員はその下で、不眠不休で対応し、おおむね急場の第1ステージは終わり、今度は第2ステージを取り組み、これからの復旧復興の対応で、今回の議案と予算の基盤や基礎を作り、提案し、可決に至っております。

特別職の常勤の給料は生活の基盤であり、職責の対価でもあります。今回の町長の減額提案は、議会から見ればふさわしくないということです。後ほどの議員報酬は性格が違ふということでもあります。

逆に議員は職業ではないので、議員だけに専念している人は職業欄に無職と書くことになっております。

社会科学の常識でいうと、議会とは政治学の分野であって、行政学の分野ではないということです。私の職業は、元会社員で現在は政党役員です。

地方の議員の報酬の扱いや資格は、非常勤の特別職で兼業禁止義務がありますが、所属自治体に関わる業務への関与のみ禁止されておまして、よって、自分の会社を持ちながら議員を兼ねるのは法律上問題がないのであります。

議員の報酬は労働に対するお礼や対価として支払われる金銭。報酬の字はどちらも報いの意味であります。

給与や賞与の形を取る場合もありますが、給与や賃金と異なるのは、報酬を渡し渡さ

れる関係は、必ずしも雇用関係にある訳ではないということです。

以上で反対討論を終わります。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。第40号議案について賛成の立場から討論いたします。7月の豪雨災害による復興に向けて、皆が協力し合う中、町長が自ら身を切る思いでこの決断をされたので、私はその思いを尊重したいと思います。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第40号議案、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）お座りください。起立多数と認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、発議第2号、議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。小田議員。

○1番（小田）1番、小田でございます。発議第2号、議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についての提案理由の説明をいたします。

まず、平成30年7月豪雨により、お亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りし、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日でも早く普段の生活を取り戻し、不安を解消していただけるよう願っております。

平成30年7月豪雨から2か月が経とうとしております。海田町においても今回の豪雨災害の爪痕は未だに大きく残っており、議員の皆が心を痛めております。

まだまだ海田町における災害復旧復興活動は続いていくと思います。その財源の一部となるよう、議会の意思として議員報酬の月額を減額する本条例を提案させていただいたものでございます。

条例の内容は、平成30年10月1日より平成31年3月31日までの間に支給する議員報酬

の月額5パーセントを減額するものでございます。施行期日は平成30年10月1日でございます。

簡単ではございますが、議案の提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。本件については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。

これより、発議第2号について採決を行います。

お諮りいたします。発議第2号については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。したがって会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって本定例会は本日で閉会することと決しました。

この際、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れさまでございました。平成30年第3回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月4日からの開会の海田町議会定例会におきましては、議員の皆様方には慎重かつ熱心に御審議いただきまして、ありがとうございます。

本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決いただきまして、厚くお礼申し上げます。審議の過程におきまして、皆様から賜りました御意見や御要望は災害復旧復興に関する施策をはじめとするこれからの町政の施行に当たり、できる限り尊重してまいる所存でございます。

今後とも御指導御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は海田町に大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨、初めての、そして被災による傷がまだ癒えぬ中での議会でございます。本定例会で議会の議員の報酬の特例に関する条例を可決しております。この条例は海田町議会議員の総意であり、早期の

復旧復興を願うものでございます。議会といたしましても、この災害に真摯に向き合い、復旧復興のために議会としてできることに対して、全力を上げて取り組んでまいります。執行部におかれましても、被災者の支援のために、町のいち早い復旧復興のために覚悟を持って取り組んでいただきますよう、お願いを申し上げて閉会いたします。

以上で、平成30年第3回海田町議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変御苦労様でした。

午後4時16分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員